

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

平成29年11月14日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

11月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
質疑（村上英明委員）	
認定第6号の審査-----	8
質疑（光好博幸委員、南野直司委員、弘豊委員、森西正委員）	
認定第3号の審査-----	12
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（光好博幸委員、南野直司委員、弘豊委員、森西正委員、村上英明委員）	
認定第8号の審査-----	34
質疑（南野直司委員、弘豊委員、森西正委員）	
認定第7号の審査-----	38
質疑（光好博幸委員、南野直司委員、弘豊委員、森西正委員）	
採決-----	59
閉会の宣告-----	59

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成29年11月14日（火） 午前9時59分 開会
午後5時14分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 増 永 和 起 副委員長 村 上 英 明 委 員 南 野 直 司
委 員 弘 委 員 森 西 正 委 員 光 好 博 幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森 山 一 正 副市長 奥 村 良 夫
市民生活部長 野 村 眞 二 同部理事 小 林 寿 弘
同部参事兼産業振興課長 池 上 彰
自治振興課長 丹 羽 和 人 市民活動支援課長 船 寺 順 治
市民課長 川 本 勝 也 文化スポーツ課長 妹 尾 紀 子
農業委員会事務局長 辻 稔 秀
環境部長 山 田 雅 也 同部参事兼環境センター長 鈴 木 康 之
環境政策課長 飯 野 祐 介 環境業務課長 三 浦 佳 明
保健福祉部長 堤 守 同部理事 平 井 貴 志
同部参事兼高齢介護課長 吉 田 量 治
保健福祉課長 有 場 隆 同課参事 川 口 敦 子
生活支援課長 大 西 健 一 障害福祉課 森 川 護
国保年金課長 安 田 信 吾

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤 井 智 哉 同局書記 渡 部 真 也 同局書記 関 正 秀

1. 審査案件（審査順）

認定第1号 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出
決算認定の件
認定第3号 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

認定第 8 号 平成 2 8 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第 7 号 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 それでは、きょうは3日目ということでございますけれども、決算書に基づいて質問させていただきたいというふうに思います。後にも先にも時間の関係もございますので、これまでの委員の質問は割愛しながら、また、要望もさせていただきながら、要点を絞って質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目なのですが、決算書の50ページでございます。

保健福祉課になると思いますけれども、款17、項1、目1、節1 寄附金の部分でございまして、これは平成27年度と同額ということであつたかというふうに思いますが、これはもともと保健センターからの特定寄附ということで100万円あつたということで、残りの15万円は一般寄附ということに該当するのかなと思うのですが、この総額の115万円についての使用内容はどういう形で使用されたのかということで、お尋ねをしたいというふうに思います。

続きまして、2番目なのですが、決算書の56ページでございます。

款19 諸収入、項4 雑入、目2 雑入、節1 雑収入という中で、摂津ふれあいマラソン参加料というのが決算書で55万1,500円ということで計上されております

が、これは予算が92万円だったというふうに思いますけれども、この差額について、どういうふうに認識をされているのかということで、お尋ねをしたいと思います。

3番目でございますが、決算書の114ページでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費で、節19 負担金、補助金及び交付金という中でありますが、民生児童委員協議会補助金ということで、民生委員の部分につきましては過日も質問されたというふうに思います。この中で、定数と委嘱数ということでこの前はお聞きをしたかというふうに思いますが、その中で、民生委員の男女別の人数と比率と、もう一つは、平均の受け持ち世帯数について、この3つをまず一回目にお尋ねしたいというふうに思います。

次に4番目でございますが、決算書の146ページでございます。

環境センター費という中で、節11 需要費の修繕料が1億5,833万9,705円ということで計上されて、これも過日の委員会で質問されたというふうに思いますが、この部分については、要望ということでさせていただきたいと思いますが、ほぼ毎年、1億5千万円を超えるような修繕料をかけておられるという中で、これも委員会で指摘もございましたけれども、これが10年で15億円等々になってくるということもありますので、これまでの委員会でも行いましたけれども、茨木市との共同運用といいますか、そういうものを含めて、近いところのお金の部分で、長い目で見れば、得をとってくるというのが一番、摂津市としてはいいことだろうなというふうに思いますし、これは毎年毎年1億5千万円というのは本当に言葉は悪いので

すが、消えていくというか、市民にとってはゴミ処理の部分ではなくてはならない部分ではあるのだけれども、お金をかけている部分ではなかなか市民にとって目に見えづらいという部分もございますので、そういう意味では、しっかりと今後の展開も含めて、折衝も含めて、お金の部分も含めてしっかりとこれから進めていっていただくように、これは要望としてとどめておきたいというふうに思います。

次の5点目でございますけれども、これはお聞きをしたいというふうに思いますが、決算書の152ページでございます。

これも過日の委員会で質問されたというふうに思いますが、目2商工振興費、節13委託料の部分で、通行量及び購買実態調査委託料というのが計上されております。これは、今回、平成28年度で5回目の調査になるのかなというふうに思いますけれども、3年に1回という中で、3年前と今回の調査の変化はどういうふうに変化をしているのかということを担当課としてどういうふうに認識をされているのかということについて、1回目、お尋ねしたいなというふうに思います。

1回目は以上でございます。

○増永和起委員長 では、答弁を求めます。
有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉課に係ります2点のご質問について、お答えいたします。

まず、1点目の寄附金の件でございます。決算書50ページになります。

寄附金につきましては、115万円いただいておりますけれども、うち、15万円につきましては、手芸ボランティアグループから、地域福祉を推進する取り組みに対してのご寄附でございます。

もう1点は、保健センターからの寄附金でございます。こちらは100万円いただいております。これにつきましては、平成25年度に保健センターが一般財団法人に移行する際に従来の公益法人が税制上の優遇などにより法人内部に留保した財産を、本来の目的であります公益目的に使用する必要が生じました。このことから、保健センターにおきまして、年間100万円を15年間にわたって摂津市に寄附するという計画書が策定されいまして、これに基づき、本市が寄附を受けているものでございます。

使用目的につきましては、特に指定はされておられません。

もう1点のご質問ですけれども、決算書114ページでございます。民生児童委員協議会の件でございます。

まず、男女別でございますが、現在は131名いらっしゃいまして、男性が26名、女性が105名となっております。比率で申しますと、およそ2対8になろうかと思えます。受け持ち世帯につきましては、お一人当たり大体280世帯から300世帯程度になっております。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、村上委員の文化スポーツ課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

決算書56ページ、摂津ふれあいマラソン参加料につきましては、当初予算が92万円の計上で、決算額のほうが55万1,500円であると。この差額についてということでございました。

予算のほうでは、見込みとしましては、860人の有料参加申込者というのを見込んで計上しておりましたが、実際、有料参加申込者数といたしましては、平成28

年度は480人ということで、見込みよりも実際の参加申込者の方が少ないという状況になりまして、これだけの差が出たということでございます。参加者につきましては、なるべく多くの方に参加していただきたいということで、広報等に掲載させていただいたり、ホームページについても掲載し、また、小・中学校のほうにはチラシ等をお配りするなど、参加者をふやす努力はしているところでございます。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 それでは、通行量の実態調査の件について、ご答弁申し上げます。

3年前との比較ということでございますが、通行量調査の結果から申し上げますと、市内商業地区全体での通行量につきまして、当日は午後から天候が悪くなったことを考慮しつつも、平成25年度実施調査結果と比較しますと、全体的に減少傾向にあり、特にJR千里丘駅周辺では減少幅が調査地点においてはかなり大きい結果となっております。

次に、購買実態調査からでございますけれども、各商業施設に来られた方473名の方にインタビュー形式でアンケートにお答えいただきました。購入品につきましては、主に食料品など、日常生活に必要な物の購入が多く、耐久消費財、家具とか家電とかにつきましては、量販店の立地が市内では限られているため、市外などで購入されるものが多いと思われます。

スーパー等が立地する地区におきましては、品質やサービスに満足する回答が多く、スーパーが立地しない商業地区におきましては、商品数の増加や品質の向上を望む声が多くなっております。

そのほか、商店街では店舗が少なくなっ

て、寂しいとの声も聞かれ、全体としては以前よりも商店街での購買は少なく、スーパーなどの大規模小売店に多く人が集っている結果となっております。

○増永和起委員長 村上委員。

○村上英明委員 また1点目の保健福祉課の寄附金の部分でございます。これは毎年毎年というか、100万円定額で入ってきて、それプラスアルファ、この平成28年度に手芸ボランティアグループのほうからご寄附いただいたというようなことでございまして、これは確かに地域福祉というか、これは福祉関係に使っていただきたいというようなことでもあるかというふうに思いますし、また、保健センターということからすれば、健康面ということにも関係してくるのかなというふうに思いますので、この部分については、これから健康ということは本当に大きなキーワードといいますか、健康寿命というのもしっかりと延ばしていくということがこれから本当に必要なことだというふうに思いますので、そういう意味では、これからしっかりとこの健康面も、また、地域福祉も含めて、これから本当にこの福祉ということも、また、健康ということもこれから摂津市では大切なことだというふうに思いますし、また、これから少子高齢化という中であっては必要な部分であると思いますので、しっかりと有効的な活用をお願いしたいということで、これは要望としておきたいというふうに思います。

2点目のふれあいマラソンの件でございます。予算に対してということであれば、参加人数が約6割ちょっとを切るような人数でございました。このお金というのは、一度入金をされると返金されていないということだったというふうに思いますの

で、そういう意味では、この参加人数も先ほどお聞きをさせていただきましたけれども、今まででしたら、当日、現金で支払ってということだったので、雨とか天候不順によっては参加人数によって収入の部分も減ってくるというのは見えるのですが、それ以前に既に入金されている部分ということでもありますので、ということは、当初からこの参加人数が予算よりもというか、市の思っていたほどは行かなかったということだと思うので、そういう意味では、今までワンコイン、500円で行けていたものが2,000円にということで、値上がりしたというか、参加料が上がったということだというふうに思いますので、そういう部分の影響がなきにしもあったのかなというふうに思うので、ことは2,000円という中ではあるのですが、Tシャツをお渡しをするということで、参加を促すような施策というのを考えておられるということだったというふうに思います。参加料もやはり市民の方からも、2,000円というのはちょっとどうか。やはりワンコイン、その上の1,000円札1枚という形であればまだ、という声もお聞きしていた部分もあるので、その辺もまたこれからしっかりと、このふれあいという意味も含めてのマラソンです。しっかりと摂津市民の健康面の増進ということも含めて、参加料も含めて、また一度検討していただきたいと思いますというふうに思います。これは市として直接やっているということではなく、実行委員会としてやっている部分もありますので、事務局としてこういう意見があったということをもし言える場があれば、またお伝えさせていただきながら、よりよいふれあいマラソン、参加人数が数年前よりも

ちょっと減ってきているようなことでもあるかというふうに思いますので、これからしっかりとふれあいマラソンの参加人数がふえていって、摂津市のスポーツの一つにと、また我々も言えるような、市民も言えるような、そういうマラソンにしたいなということで、要望としておきたいなと思います。

3点目の民生児童委員協議会の部分でございます。定数に対しては14名欠員ということだったというふうに思いますが、その中で、男女比率が2対8ということで、ほぼ女性の方が民生児童委員として活躍していただいているということでございますし、また、平均の受け持ち世帯が280世帯、昔は250世帯くらいだったという記憶があったのですが、そういう中で、やはりこの民生委員というのもやっていた活動の部分、介護施設なんかへ行くと、小学生というか幼児というか、子どもたちがハンドベルをやっておられるとか、幅が広いことだというふうに思うので、地域の中にあってはなくてはならないというか、そういうお役職の方だというふうに思います。

そういう中で、きょうはお尋ねをさせていただきたいと思うのですが、今後高齢化ということになって、特に独居の方もふえてくるということで、民生委員の280世帯から300世帯の受け持ちのエリアの中での活動がまたふえてくるというふうに思うんですね。そういう意味では、今、欠員は14名ということでお聞きをしている中で、また民生委員にもなかなかないような、こういう状況だというふうには認識をしている中でちょっとお尋ねさせていただきたいのですが、先ほど言いました高齢化の部分とか独居

の部分が増えてくるということもふまえて、やはり受け持ち世帯というものをもう少し減らして、地域の中でもっと民生委員の活動が見えるような形というものをつくっていくのも一つなのだろうなというふうに思うのですが、その部分で、受け持ち世帯を少し縮小していくというか、250世帯にするということも含めての考えがあるのかどうか、それをちょっとお尋ねさせていただきたいなと思います。

次の通行量及び購買実態調査の件でございます。

通行量、また、購買実態ということも少しずつ減ってきているということだというふうに思いますが、これをちょっと見させていただく中にあっては、千里丘方面一つ取っても、平成22年度の調査が一番ピークでございまして、あとは過去の2回は減ってきているというようなことでもございますし、また、あと、この平成28年度に行われた調査の時期的なものがやはり11月20日から12月4日ということで、寒い時期というか、秋の時期の2週間という中でされたということのデータでは、なかなか市全体としての動きというのが少し見えづらい部分もあるのかなというふうに思うので、これは要望として言わせていただきますけれども、例えば、春と秋に分けるとか、調査の回数をふやしていくとかということも含めて、これが摂津市全体として見えるような調査結果が出てくるような方策を考えていただきたいなということで、これは要望として述べておきたいなと思います。

ということで、一つだけご質問させていただきたいと思います。以上です。

○増永和起委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉

課に係りますご質問にお答えします。

決算書114ページ、民生児童委員の受け持ち世帯数についてでございます。

民生児童委員の1人当たりの受け持ち世帯数でございますが、委員がご指摘のとおり、本市の人口はそれほどふえていない中で、世帯数がふえており、特に単身世帯数がふえていっているという状況でございます。また、2025年問題にありますとおり、特に後期高齢者がどんどんふえていくという状況でございまして、こういったことを考えますと、今後民生児童委員の負担がますますふえていくということが懸念されるところでございまして、これにつきましては、本市に限らず全国的な問題でございまして、民生児童委員の定数でございますけれども、現在の民生児童委員の任期は平成31年11月末でございまして、それまでに今後、一斉改選を予定しております。この定数につきましては、大阪府との協議の中で決定していくものでございまして、その上にあります国の考え方等も反映されることとなりますので、状況を見つつ、地域の状況等の把握に努めてまいりまして、できましたら、定数がふえることが望ましいのですけれども、今後府と連携し考えていきたいと思っております。

○増永和起委員長 村上委員。

○村上英明委員 決算書の114ページの民生委員の件でございますけれども、やはり民生委員というのは、先ほど言いましたように、本当に幅広く活動されているという部分もあるというふうに思いますが、また、先日はいろいろと地域の団体のことでもお話をされていましたが、やはり自治会ということを考えれば、自治会に入っておられる方のみという方がおられますけれども、ちょっと限定されてくる。

また、昨年からライフサポーターでの戸別訪問をされている方も75歳以上ということで、これも限定されているということをいろいろと考えていけば、また老人会の人も60歳からということで対象年齢が限定されているということを含めれば、民生委員というのは幅広く範囲を持たれるということだというふうに思います。そういう意味では、さまざまな部分で地域というのはお世話になってくるといえるのは出てくるというふうに思うので、そういう意味では、今、この欠員という部分もあれば、どこかの民生委員がその分も掛け持ってまた見ておられるというような、本当に負担がふえているということは重々認識をしているとは思いますが、そういう中であって、先日も私の近くでといったらあれなのですが、六十数歳の独居の方が、と言ったらわかる方がおられるかもしれませんが、おられまして、その方は結局お亡くなりになられたんです。それを地域としてはなかなかわからなかったんです。連絡先がわからない、もうどうしよう、どうしようということであったのですが、たまたま3か月後くらいに親戚の方と接触できたということもあって、それでやっとその家の状況がわかったというか、家に入らせてもらって、いろいろと対話させていただくことができたということもあるので、そういう意味では、この緊急連絡先というのは、この前もちょっと出ておりましたけれども、やはりそういうことを年齢にかかわらず、例えば、独居の方等々においては何か掌握できるようなシステムというか、そういうデータというのを行政としても考えていく必要があるのではないかなというふうに私は思うので、そういう意味では、焦点を当てていけば、この民生委員という

ことになってきてしまうのではないかなとは思いますが、そういう意味では、先ほど言いましたように、民生委員の業務量がふえてくるといようなこともございますので、しっかりと受け持ちの世帯をもう少し減らしていった、自分のところの数を減らしていく、そういったことで民生委員もより多くの方々に活動していただけるようなそういう制度づくりというか、雰囲気づくりも含めて、また市としてしっかりと前に進めるような取り組みをまたしていただきたいなということで、これは要望として申し上げて、私の質問とさせていただきますというふうに思います。

○増永和起委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかに質問はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○増永和起委員長 民生常任委員会を再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 1点だけ聞かせてください。

当該制度は他市に先駆けて取り組んでいると認識していきまして、非常によい取り組みであると認識していますけれども、平成27年度の議事録を見ていると、本年度に中小企業の実態を調査、検討して、今後どうしていくのかということを検討したいというふうな記載がございました。実

際に平成28年度の取り組み状況についてお聞かせいただきたいのと、現在の事業所の加入の数と人数についても、昨年度からの増減を含めて、お聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 それでは、光好委員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年度の決算審査のときにいろいろ、中小企業の共済退職金の加入状況等も調べて、運営なり検討をしていきたいというふうなこともあったかと思えますけれども、パートだけで、なかなかアンケートなり調査をするということができておりません。今後、中小企業の実態調査を行うときには、パートタイマー等退職金制度も含めて、いろいろな項目について調べて、それぞれの施策に生かしていきたいというふうに思っております。昨年度のパートタイマー等退職金制度の周知としましては、広報誌やホームページ、あとは便利帳の配布等を通じて、中小企業の方々にお知らせをさせていただいております。

それと、加入者数でございますけれども、昭和60年に制度がスタートしまして、平成8年に630名、最大630名の加入がございましたが、その後、加入者は減少しております。平成28年4月1日現在は31事業所、160名、平成29年3月31日現在で30事業所、156名となっております。1事業所4名減というふうになっております。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 わかりました。調査が余り進んでないということですが、やはり実態をつかんで実施していかないと、今後の方向性が見えてこないと思いますので、ぜひ機会を設けていただきまして、

実態調査をしていただきたいというふうに考えております。

また、加入者数は非常に減っているということのようですけれども、昨年度の委員会におきまして、副市長のほうから加入者をふやしたいというコメントもあったかと思えます。減っている現状はそうだと思いますけれども、先ほど答弁がありましたけれども、加入者をふやすためのアプローチというか、そういったことをもし何かしておられましたら、ご説明をお願いいたします。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 加入者をふやすアプローチということでございますが、先ほどもお答えさせていただいたのですけれども、現在、市のホームページや、中小企業支援策をまとめました便利帳の配布ですとか、あとは広報誌等を通じて周知しております。また、窓口で融資等の相談に来られたときにも、折を見て、こういう制度もありますよというような紹介をさせていただいております。その中で、ことも1社、新たに加入していただくところがございますけれども、この11月からではございますけれども、1社、50名加入をしていただきまして、現在は202名というふうになっております。今後も機会をとらえて紹介していきたいと考えております。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。私は、市の制度にかかわらず、国の制度、何かしらの制度に加入することに当該制度の目的があり、退職者に対する給付の確実性が保障されているのではないかと私個人的には考えております。先ほども申し上げましたけれども、ぜひ、実態調査をした上で、この単独の市の制度で行くのか、

あるいは、国の中小企業退職金共済制度に移行するのか、あるいは、いろいろな他の制度があると思いますので、そういった方向性をしっかりと定めていくとともに、やはりいろいろ先ほどご答弁いただきましたけれども、企業にもPRして、いろいろ周知していただけますように、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 パートタイマー等退職金共済事業についてであります。

加入者は年々減少傾向にあるということで答弁がありました。この共済制度の維持をしながら、そして、制度見直しに向けて、調査、検討などさまざまな角度からしていただいていると思うのですが、その辺をもし検討課題として何かされているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 共済制度を維持しながらといいますか、先ほど光好委員からもありましたけれども、やはりこの退職金共済制度、そういったものにつきましては、そこで働く方が安心して働ける意味でも、こういった制度が必要だということふうには思っております。そういった意味で、市のパートタイマー等退職金共済に加入していただけるよう、周知もしているところなのですが、同様の制度、国の共済、中小企業退職金共済の制度もございます。そちらの制度にご加入していただければ、それはそれでいいかなというふうにも思っております。今回ちょっとふえましたが、加入人数もだんだん減ってきている。そういった中で、やはり市としては身近にある市のパートタイマー等退職金

共済のほうに加入をしていただくように、今後も働きかけていこうというふうに思っておりますけれども、それと同時に、やはり国も同様の制度で遜色ない給付等の制度でございますので、そちらの方にも加入していただければいいかなと思います。将来的な検討といたしましては、単独で続けるのがいいのか、それとも、中小企業退職金共済への移行というのも含めて、検討もしていかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。しばらくは市の共済制度への加入者の増にむけたPRをしていきたいというふうに考えております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。今後、制度見直しの必要性というものは非常に私も大事な部分だというふうに思っております。現在加入していただいている事業所に対しましては、引き続き共済制度の運営を継続していただきますようお願いいたします。要望としておきます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。弘委員。

○弘豊委員 それでは、私のほうからも1点だけ、お聞かせいただきたいなと思っておりますが、このパートタイマー等退職金共済制度は中小企業で働く方たちへの福利厚生の一助としてということで取り組まれているというふうに認識しておりますけれども、とりわけこの間の産業構造とか、また、いろいろな社会変化の中で、福祉現場で働く人たち、市内でもたくさん介護の事業所ですとか、そのようなところもあるかと思うのですが、ヘルパーの多くはパートで働いている方が多いと思うのですが、今、加盟されている31の事業所の中で、そういうところも対象

になって入ってこられているのかどうかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 加入者の業種別でございますけれども、建設業、製造業等々にご加入いただいているのですけれども、現在、事業所として福祉現場の事業所の加入はないという状況でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 制度の中身からすると対象にはなるのかなというふうに思うのですけれども、保育所などでも朝夕のパートで保育士をされている方も多いと思います。また、先ほども申し上げました介護の事業所などではパートの方は大変主力になって働いておられるというふうにも認識しておりますし、きょうも午後からになると思いますけれども、介護の特別会計なども審査していく中で、本当に福祉職場で働く人たちの処遇改善という点については、国としてもさまざまな課題となっているところだと思いますし、その人材確保や定着等は、すごく大変な課題になっている中で、こういう市の制度として応援していきえるようなことができたかなと思いましたが、またここらあたり、お考えとしてお聞かせいただけたらと思います。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 今、福祉職場、現在の加入事業所はないというふうにお答えいたしましたけれども、これも実際に福祉職場の退職金制度がどうなっているのかと、事業所によってまちまちだと思いますので、その辺をきちんとこちらとしても把握できていないという部分もございます。こういったことも含めまして、福祉職場も含めまして、今後、パートタイマー等

退職金共済の運営委員会等もございますので、その中でも今後の運営の方針であり、方向性、また、加入者拡大といいますか、導入に向けた取り組みをどうしていくのかということも含めて、今後、さまざまに検討していきたいというふうに考えております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 先ほどから池上部参事のほうから、国の制度、中小企業退職金共済、市のパートタイマー等退職金共済のどれかに入っていたらというふうなことでございますけれども、私もそう思います。実態は、摂津市の中で3,000から4,000ある事業所の中で、そうした国の制度、中小企業退職金共済の制度、市の制度、市の加入者はこう出ていますけれども、全体で何社の事業所が今、入っておられるのかということは、先ほど、調査をしてというふうなことでありましたけれども、もし、今の段階でわかるのであれば、お答えいただけたらと思います。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 今の森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、各中小企業がどのような退職金制度にご加入されているかという数字はつかんでいない状況でございます。ただ、平成24年度に実施しました市内事業所実態調査において、退職金の導入に関してもご回答いただいております。その中で、ご回答いただいた事業所の約32%が退職金制度を設けておられまして、約54%が設けていないとの結果が出ております。中でも大きな事業所につきましては80%近くが制度を設けておられますけれども、小規模事業所では個人経営が多いため、退職金の制度を設けているのは12%とい

う結果となっております。

その中で、加入している制度についてでございますけれども、その制度を持っているところはほとんど自社規程で、20%弱の事業所が国制度でありますとか、中小企業退職金共済や建設業退職金共済制度等に加入されているということでございます。

1件だけ数字をご報告しておきますと、これも参考にはならないかもしれませんが、中小企業退職金共済には平成28年12月時点で、全国で約36万4,000事業所が加入されております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 今、以前の資料ですけれども、ご報告、説明をいただきまして、やはりこれは加入者というか、被共済者ではなくて、これは事業所に対して加入促進をしていかなければならないというふうには思いますので、パートで働いておられる方に話をしても、なかなか加入という形にはいかないの、事業所、経営者に向けてという形にはなろうかと思っておりますので、そこをぜひともアプローチできるように考えていただきたいと思います。ホームページへの掲載とか機会があるときにはチラシの配布等はされているのでしょうかけれども、そこをもう少し違う形で、もう少し広いアプローチの仕方とか、そういうふうなことをぜひとも考えていただきたいと思います。恐らく、今、セッピスクラッチで費やした時間とか、その労力と、例えばこのパートタイマーの費やす労力を考えたら、恐らくセッピスクラッチのほうで費やす労力はもうはるかに大きな労力だというふうに思いますので、比べたらどうかですけれども、やはりこのパートタイマーに関しても時間、労力をもう少し

し費やしていただいて、普及を拡大できるように、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時 再開)

○増永和起委員長 認定第3号の審査を行います。

補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、認定第3号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

平成28年度は、従前からの高齢化の進展による影響に加え、短時間労働者に係る社会保険の適用拡大等により被保険者数が大幅に減少となっております。

本市におきましては、昨年度に引き続き、国保財政の健全化に取り組んでまいりました。また、保健事業におきましては、データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症等重症化予防などの生活習慣病対策を中心とした事業に取り組んでまいりました。これらの取り組みによる効果や取り組みに対する国からの交付金などによりまして、平成28年度決算における収支は、単年度で1億9,244万9,363円、実質収支で3億6,097万5,846円の黒字となりました。国保加入者総数は2万2,595人で、前年度に比べ、年間平均で5.4%、1,293人の減となりました。加入者の内訳を見ますと、一般被保険者については2万2,207人で、前年度に比べ4.2%、981人の減、退職被保険

者等につきましては388人で、前年度に比べ44.6%、312人の減となっております。

それでは、目を追って、その主なものにつきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書18ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ3.2%、6,957万3,018円の減となっております。不納欠損につきましては1億921万7,615円で、収入未済額は8億3,764万3,622円となっております。還付未済額を除いた一般被保険者に係る1人当たり現年度保険料調定額は8万8,556円で、前年度に比べ1.8%、1,575円の増となっております。収納率は、一般被保険者分全体で、現年度分が91.0%、滞納繰越分が13.4%となり、前年度と比べ、現年度分が0.8%の増、滞納繰越分が1.2%の減となりました。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ49.1%、4,859万419円の減となっております。不納欠損につきましては109万5,584円で、収入未済額は1,634万4,527円となっております。還付未済額を除いた収納率は、現年度分が97.3%、滞納繰越分が18.2%で、前年度と比べ、現年度分が0.9%の増、滞納繰越分が2.1%の減となりました。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度と比べ0.1%、291円の減となっております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、前年度に比べ5.0%、8,855万9,192円の減とな

っております。療養給付費等に係る32%が国庫負担率となっております。

目2高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ18.8%、1,377万2,962円の増となっております。高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目3特定健康診査等負担金は、前年度に比べ5.2%、53万5,000円の減となっております。特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について、基準額の3分の1の交付を受けております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、前年度に比べ5.9%、3,980万8,000円となっております。

20ページ、目2事業助成補助金は、制度改正に伴う国からの補助でございます。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、前年度に比べ57.4%、1億5,526万2,308円の減となっております。これは、退職被保険者数の減少が要因でございます。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金は、前年度に比べ3.4%、1億7万2,290円の増となっております。これは、前期高齢者の加入率増を見込んだ交付が行われたことが要因でございます。

款6府支出金、項1府負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ1.8.8%、1,377万2,962円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目2特定健康診査等負担金は、前年度に比べ7.1%、74万3,000円の減となっております。

項2府補助金、目1事業助成補助金は、

前年度に比べ1.0%、12万4,753円の増で、精神・結核医療給付及び地方単独事業による国庫負担金減額に係る補助金でございます。

目2財政調整交付金は、前年度に比べ5.1%、3,151万7,000円の減となっております。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ13.7%、4,473万6,767円の減で、1件80万円以上的高額医療費を対象に交付を受けたものでございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ0.5%、1,077万6,755円の減で、1件80万円未満の医療費を対象に交付を受けたものでございます。

22ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度に比べ11.1%、6,586万8,606円の減となっております。

目2保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ0.3%、164万8,724円の減となっております。

款9諸収入、項1雑入、目1一般被保険者第三者納付金及び目2退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者納付金でございます。

目3一般被保険者返納金及び目4退職被保険者等返納金は、社会保険加入による国保資格喪失後の受診などに係る返納金でございます。

目5雑入は、主に70歳以上の一部負担金に係る指定公費分でございます。

項2延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、保険料に係る延滞金でございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金

は、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、24ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員給与のほか、一般事務に係る経費でございます。

目2連合会負担金は、大阪府国保団体連合会の負担金でございます。

目3市町村部会負担金は、近畿都市国民健康保険者協議会の負担金でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、保険料の賦課徴収業務に係る費用でございます。

26ページ、項3運営協議会費、目1運営協議会費は、摂津市国民健康保険運営協議会に係る費用でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、一般被保険者が医療機関を受診した際の給付に係る費用等でございます。1人当たりの保険者負担額は26万6,698円となっております。

目2退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者等に係る療養給付費でございます。

目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費は、柔道整復に係る費用が主なものでございます。

目5審査支払手数料は、大阪府国保団体連合会に支払うレセプト点検に係る審査及び支払いの手数料でございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、一般被保険者が限度額を超えて負担した額を支給するものでございます。

目2退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者等に係る高額療養費でございます。

目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超え

た場合に交付するものでございます。

28ページ、項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、被保険者の出産に際して支給される一時金でございます。

目2支払手数料は、出産育児一時金の直接支払いに係る手数料でございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、支給件数139件となっております。

項6精神・結核医療給付費、目1精神・結核医療給付金は、被保険者が精神・結核医療を受けた際の給付金でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者等支援金等、目1後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度への拠出金で、被保険者数に応じて、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

目2後期高齢者関係事務費拠出金は、後期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金は、前期高齢者の財政調整に係る納付金でございます。

目2前期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

30ページ、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健事務費拠出金は、廃止された老人保健事業で清算事務が生じた際の費用でございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金は、40歳から64歳までの介護第2被保険者に係るもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上の高額な医療費の再保険事業として拠出したものでございます。

目2保険財政共同安定化事業拠出金は、国保財政の安定化を目的とした保険財政共同安定化事業に係る拠出金でございます。

目3高額医療費共同事業事務費拠出金及び目4保険財政共同安定化事業事務費拠出金は執行いたしておりません。

目5その他共同事業事務費拠出金は、退職医療制度対象者の抽出事務に係る拠出金でございます。

款8保健施設費、項1保健施設費、目1特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の実施に係る経費でございます。

目2保健衛生普及費は、保健事業の実施等に係るものでございます。

32ページ、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金、目2退職被保険者等保険料還付金は、過年度分保険料の還付金でございます。

目3償還金は、平成27年度事業の確定に伴う療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款10予備費につきましては、当初予算額100万円に対し29万8,319円を過年度分保険料還付金等に充当いたしております。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○増永和起委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、決算概要で質問させていただきます。3点ございます。

一つ目に、191ページですけれども、

このページに「摂津市データヘルス計画に基づき、生活習慣病対策を中心とした事業を展開してまいりました」との記載がございました。昨年度は、糖尿病性腎症の重症化予防事業を実施されたようですけれども、本年度の具体的な取り組みについてお聞かせください。

また、当該計画に「レセプトから見えてきたもの」や「検診結果から見えてきたもの」という記載がございました。本年度の分析結果、もしございましたら、新たに見えてきたもの、課題等々、お聞かせいただきたいと考えております。

二つ目に、196ページ、款1給務費、項2徴収費、目1賦課徴収費、賦課徴収事業、電話催告等業務委託料として389万2,000円が決算額として記載されてございましたけれども、これ、昨年度には記載がございましたので、本年度からの取り組みと考えます。電話催告等業務は、本市の、恐らく滞納対策の体制を強化することによって、収納率の向上を図るものと認識しておりますけれども、どのような効果が出ているのかという点についてお聞かせください。

三つ目に198ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等医療給付費において、予算現額2億2,786万4,000円に対しまして、決算額が1億3,128万1,477円と執行率が57.6%と非常に低いと。またさらに、参考に昨年度も執行率が51.1%ということでしたので、その執行率が低い理由についてもお聞かせください。

以上、3点でございます。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、光好委員の三つのご質問にご答弁させていただき

ます。

まず、1点目のデータヘルス計画についてでございます。

生活習慣病の増加に伴い、健康寿命の延伸が重要な課題となっていることから、国におきまして、レセプト、健診データの分析を行い、健康保持、増進のための計画としてデータヘルス計画の作成が保険者に対して求められております。

平成27年度に本市のほうで作成いたしましたして、データ分析から健康課題を明確化することで、実態に沿った保健事業を効率的、効果的に実施していくとともに、毎年度、効果測定を行うことで、PDCAサイクルに沿った事業を進めていっているものでございます。

先ほどございました糖尿病性腎症についてでございます。その中で、疾病の中でもやはり人工透析に係る費用というものが、お一人年間500万円ほどかかると。透析に至ってしまうことで、非常に医療費が高くなってしまいうということで、そういったところを未然に防ぐと。リスクの高い方をデータで抽出して、何とか現状維持、なかなか数値を落とすことは厳しいですけれども、これ以上、前に進まないということで、重症化予防という事業を行っております。

今年度につきましても、10名の方を対象に保健指導を行っております。また、昨年度受けられた方につきましても、フォローとして、栄養指導事業ということで、食事面でのアドバイスを行っております。

続きまして、電話催告の事業でございます。

コールセンターの委託につきましては、新規ではなく、これまでも実はやっておりまして、これまで納税課のほうで一括で契

約していたものを平成28年度、国保年金課でも費用の負担をすることになったというものでございます。対象としましては、できるだけ初期の対象者の方や、分割誓約等をしていただいているんですけども、お支払いが滞っているというか、うっかり忘れておられる方に対して、電話でアプローチをかけさせていただいていると。なかなか直接的な効果というのは難しいですけども、いずれにしましても、未納を防ぐといった意味では、収納率のほうで効果あらわれているのではないかと考えております。

続きまして、退職者医療制度に係る給付費の執行率の部分でございます。

退職者医療制度につきましては、平成20年度に、既に制度の廃止が決定しております。現在のところ、経過措置期間となっております。また平成27年度からは新たに新規の適用を行わないということとなっておりますことから、被保険者数は大幅に減少しております。平成28年度は、前年から見ますと312人減の388人と、半減に近いという減少となっております。それに伴いまして、財政規模も縮小されていく中、先ほど申しました人工透析や高額医薬品の利用など、高額な医療費の発生リスクがやはり全体で賄いにくくなってきております。特に給付につきましては、予算の範囲で、医療を受けてくださいというわけにはいきませんので、一般被保険者と違い、退職の部分につきましては、保険料の算定に影響を受けないことから、一定余力を持たせた中で予算計上をいたしております。

そういったこともありまして、不用額のほうが多く出ているという状況でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 まず1点目、191ページのデータヘルス計画につきまして、ご説明ありがとうございます。

先ほどもありましたけど、当該計画は、データ分析を行って策定されているということで、まさにPDCAを回す取り組みだと思います。これは答弁もありましたけども、本当に生活習慣病が年々ふえている中、この取り組みは健康寿命延伸につながるものと考えますので、ぜひ今後も精力的に取り組んでいただきますようお願いいたします。要望とします。

二つ目の196ページ、電話催告等事業委託料について、ちょっと私の認識違いがございましたけども、理解いたしました。なかなか直接的な効果というのは難しいということですけど、引き続き収納率向上に向け取り組んでいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

3点目の198ページの退職被保険者等療養給付費ということで、これは廃止されるということのご説明でございましたけれども、そういった状況とはいえ、大幅な差異が出る、予算との執行率の差異が出るというのも問題かと思しますので、予算立案時等々には精査いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○増永和起委員長 光好委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、決算概要の202ページ、款8保健施設費、項1保健施設費、目1特定保健診査等事業費、保健施設事業決算額4,619万1,072円についてでございます。

特定健診の受診率についてお聞きしたいと思うんですけども、特定健康診査等委託料であります。特定健診受診率について、平成28年度はどうであったか。そして、平成27年度までの受診率と比較してどうであったか、改めて受診率についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点ですけども、この平成28年度の国保の取り組みといたしましては、前年度に引き続いて、医療費の適正化、そして資格の適正化、そして先ほどもありましたけれども、収納率の向上を3本の柱として、国保財政の健全化に取り組まれましたということでございます。3本の柱、改めて医療費の適正化、そして資格の適正化もあわせて、ちょっと教えていただきたいなと思います。

以上2点です。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、南野委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、特定健診の受診率の状況でございます。

特定健診の受診率につきましては、平成28年度の法定報告といいまして、11月に毎年報告をするものでございます。先日、結果が出ました。その中で、健診の受診率が30.5%となっております。前年と比較しますと、0.5ポイント低下となっております。しかしながら、特定保健指導のほうでは43.8%と、前年から23.5ポイントの上昇という結果となっております。

続きまして、3本の柱の取り組みのところでございます。

3本の柱のうち、国保財政の健全化の基本となるものは、やはり被保険者の資格の適正化ということが重要かと考えており

ます。国保財政の仕組みにおきましては、被保険者数に応じて負担するべきものや、加入率により交付や拠出、そういった算定するものが多くあります。例で申し上げますと、歳出のうち、後期高齢者や介護保険制度への拠出金を加入者数に応じて支払うこととなりますが、後期高齢者支援金では1人当たり5万7,000円、介護納付金では2号被保険者1人当たり6,400円の拠出が必要となっております。

そのような中で、社会保険のほうに移られたり、他市へ転出された方がそのまま国保の資格を置いたままにされますと、その方についても拠出が求められてきますので、やはりそういった無駄な支払いを防ぐためには、資格の適正化が重要かと考えております。

本市におきましては、転出の方や被用者保険に加入されている方を抽出しまして、届け出の勧奨を行うなど、資格の適正化に努めております。

続いて、医療費適正化でございます。

医療費の適正化につきましては、大きく二つに分類した取り組みをいたしております。

1点目としましては、先ほど光好委員のほうでもご説明させていただきましたが、被保険者の健康の保持、増進ですね、そういった部分で、将来的な医療費の抑制を目指して取り組んでおります。

2点目としましては、保険給付費の適正化でございます。医療機関からの請求であるレセプトの点検、それによりまして、請求内容の妥当性や請求期間と国保の資格が一致しているかといった点を点検して、適正な医療費の支払いというものに努めているものでございます。

最後に収納対策でございますが、これに

つきましても先ほど申しましたが、入り口として、まず未納にならないということが重要となっております。そのため、納め忘れの口座振替の推進、またコールセンター、それら被保険者への勧奨を行うとともに、滞納となった方につきましては、納付相談を行う中で、分割納付のお約束をしていただくことや保険料の減免など、状況に応じた対応をしているところでございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 1点目の特定健診、それから特定保健指導等々の受診率についてご答弁をいただきました。

摂津市保健福祉総合ビジョン2016の中に、今後の施策展開の方向性について、このようにありました。「特定健診あるいは特定保健指導の受診率も増加傾向にあります。さらなる受診率向上に向け、市民への啓発に積極的に取り組むとともに、具体的な展開を示す必要があります」ということでありました。やはり受診率向上というものが、30.5%ですか、出ておりましたけども、やはり大事なことだと思います。それも含めて、今後の課題といたしますか、取り組みの方向性なども教えていただきたいなと思います。

それから、2点目の医療費の適正化、そして資格の適正化、収納率の向上の3本の柱について、詳しくご答弁いただいたわけでございます。そして、平成28年度の取り組み、そして平成28年度の収支は3億6,097万5,000円の黒字となりましたということでもあります。これは、財政健全化に向けた3本の柱による効果に加えて、本市国保事業運営の経営努力に対する交付金が国から交付されたこと等が主な要因となっておりますと、決算概要にも

書かれておりましたけども、どのように国からの交付金が反映されたか教えていただきたいなと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、1点目の受診率向上に向けた取り組み、課題と方向性のご質問でございます。

平成28年度における特定健診受診率の向上に向けた取り組みとしましては、特定健診受診勧奨業務としまして、電話及びはがき等による受診勧奨を、前年度に引き続き行ってまいりました。平成28年度につきましては、受診勧奨の対象者をがん検診の無料対象の節目年齢の方、また40歳到達による特定健診が初めての方あるいは退職して国保に初めて入られる方、そういった方をグループ分けする中で、優先的な受診勧奨を行ってまいりました。

平成28年度における特定保健指導のほうにつきましては、先ほど大幅に向上したということでございますが、これにつきましては、平成28年度、新たに前年度の健診結果から保健指導の対象に該当する方を抽出しまして、健診の当日に保健指導実施に向けた初回面談を行うと、こういった効果が見られます。健診当日は健康意識も高いため、その後の保健指導につながったと考えております。

課題としましては、やはり特定健診の受診率の維持向上かと思っております。

受診率が低迷している理由としましては、やはり対象被保険者の減少の中で、特に受診率が比較的高い年齢層の対象が減っておられる、後期高齢者に移行されているといった部分もございます。あと、40歳代、50歳代の方の受診率が低いというところが原因かと考えております。

その中で、引き続き受診勧奨を継続的に

は行ってまいりたいと考えておりますが、やはり医療機関別で見ましても、これも去年もご指摘いただいた部分ではございますが、個別医療機関における受診率が低いというところが今年度も見えてきておりますことから、また個別の医療機関のほうにも、今年度のポスター掲示とかお願いしておりますが、さらなる勧奨のほうの連携をしていきたいと考えております。

2点目の交付金のほうの話でございます。

国民健康保険の交付金の獲得でございますが、国の特別調整交付金というところで交付を受けております。これにつきましては、特別調整交付金の中で経営努力という部分が一部評価として交付されることとなっております。経営努力分につきましては、府内の市町村のうち、国保保険者として適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組む、15の保険者、3分の1の市町村のみが交付対象となっており、本市におきましては、昨年度に引き続き6,500万円の交付をいただいております。これまでも平成22年度から平成28年度、この7年間のうちで6回、ご推薦をいただきまして、総額で約3億2,300万円の交付を受けており、そういった積み上げによりまして、累積赤字の解消や本年度の収支につながってものではないかと考えております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 受診率について、40代、50代の比較的若い世代の方の受診率が低いというご答弁もあったわけでございます。何よりも早期発見、早期治療がやはり重要なことだと思います。国保に加入されておられる方というのは、毎日の仕事でなかなか検診に行く時間もないかと思

ますけれども、私自身も保健センターの方からお電話を頂戴いたしまして、日にちを決めてセット検診等々、毎年受けさせていただいているんですけども、一つ一つの積み重ねが、一気にには上がらないと思いますけれども、受診率向上に一つ一つ、つながっていくと思いますので、さらなる受診率の向上に向けて取り組んでいただきますよう、要望としておきます。よろしくお願いいたします。

それから、経営努力に対しての特別調整交付金のご答弁をいただきました。わかりました。平成30年度から実施されます都道府県単位化も見据えていただきまして、今後も健康保持、増進事業の推進や啓発、そして資格等の適用の適正化に取り組んでいただき、健全な財政運営をよろしくお願いいたします。要望としておきます。

○増永和起委員長 南野委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、私のほうからも数点お聞きしておきたいと思います。

最初に、歳入の点で、国民健康保険料のそれぞれの現年度分等々ありますけれども、中に未還付金ということで、決算書19ページの歳入のところに記載されている部分が括弧書きでそれぞれ340万7,720円、また滞納繰越分では5万9,409円、退職被保険者分として1万2,950円ということで上げられておりますけれども、この分の手続というか、種類というか、そういうのがどういうふうにされていくのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、続いて同じ歳入の18ページの一番下で、国庫補助金の財政調整交付金に

なります。南野委員からも今質問がありました。これは普通調整交付金と特別調整交付金というようなこと、特別調整交付金のところの一部のことを今説明いただいたのかなというふうに思うんですけれども、私のほうからは、国の調整交付金、それから次の20ページ、21ページのところには、大阪府のほうの財政調整交付金の特別調整交付金ということで上げられている金額がありますが、さまざまインセンティブ等々の話とかもこれまでもあったかと思うんですけれども、どういったところの基準でこのところを決められているのか、国の対象になる項目、大阪府の対象になる項目について聞かせていただけたらなというふうに思っております。

それから、続きまして歳出のほうで、一連の医療給付費、療養給付費が執行されていていっているかと思うんですけれども、予算額との差額が結構大きいというふうに思うんです。被保険者の数が減っていることとか、また診療報酬の改定とか、そういった影響もあってということなのかなというふうに思っているんですけれども、このところの差額についてのとらまえをお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それから、4点目ですが、黄色い冊子で「摂津市の国保」という分を先日配付されて、中を見せてもらっているんですけれども、19ページの26番の項目に、返納金の事務処理状況というのが記されております。以前、私、民生常任委員会に所属していたころには、ここの返納金処理のところで、未済額というのはずっとゼロになっていたんじゃないかなというふうに記憶しているんです。それが平成25年度以降、ここずっと件数がふえているなというふ

うなことが気になっていまして、そこらあたりの状況について、この際、聞いておきたいなというふうに思っております。

とりあえずその点、4点お聞かせください。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、まず1点目の保険料の未還付分のご質問でございます。

保険料の未還付分につきましては、健康保険の資格を喪失されたことによって支払い過ぎがある場合、お返しさせていただく分でございます。基本的には、お手続きいただいた翌月に還付通知ということで、保険料のお支払いの還付がありますよということでご通知させていただいています。その中で、お手続きが出納閉鎖までに来られなかった分につきましては、未還付分として翌年度に繰り越しするという流れとなっております。どうしても3月、4月は転出等が多い時期でございます。そういった部分で、5月に出納閉鎖となって、その間にお手続きに来られないということであれば、還付未済として、翌年度に繰り越されるというものでございます。

続いて、財政調整交付金、特別調整交付金の内容についてでございます。

国の特別調整交付金でございますが、こちらにつきましては、特殊な事情や国の推進する事業に対して交付されるものでございます。本市が交付対象となっているものにつきましては、非自発的な失業による軽減が多いとか、20歳未満の被保険者に係る財政的な影響、保健事業の各種の取り組みといった部分が特殊事情という部分で交付を受けています。それと、先ほど申しました経営努力という部分で、国のほうの特別調整交付金をいただいております。

国の特別調整交付金の経営努力の内容としましては、大きく五つに分類されております。評価の項目として5項目ございまして、1点目として適用の適正化となっており、こちらにつきましては、居所不明の方の調査や退職者医療制度の適用の適正化といったものでございます。いわゆる資格の適正化の部分でございます。次に、給付の適正化がでございます。これは医療費通知を実施している、またレセプト点検についての評価となっております。3点目としまして財政対策状況で、これは単年度の収支や保険料限度額の設定状況、収納率の向上といった部分が評価の対象となっております。4点目、保健事業の展開では、特定健診、保健指導の実施状況といった部分で、最後にその他となっており、被保険者への啓発や事務処理状況といった部分が国の特別調整交付金のうちの経営努力の評価項目となっております。

次に、府の評価でございますが、府の特別調整交付金につきましても同様の内容にはなってきますが、国保事業の安定化に資する事業の実施状況や国保財政に影響を与える特別な事情に対して交付されるもので、大阪府の交付基準では、財政健全化の確保、向上、広域化の推進、保健事業、この3点で交付の評価がされております。

3点目、療養給付費の差額のとらえ方でございます。

予算の積算時におきましては、過去の給付費と被保険者数の動向、この両面から推計して予算の見積もりをいたしております。平成28年度の予算編成時点におきましては、まだ平成27年度が確定しておりませんでしたことから、平成25年度、平成26年度の伸びを参考に計上したところでございます。一般被保険者1人当たり

の給付費の伸び率では、平成25年度は3.5%、平成26年度は5.9%となっております。そのため、平成28年度におきましても、一般被保険者の療養給付費の伸びを3.2%と見込み、被保険者数の減少も加味した中で、総額では3.2%の減として予算を計上したところでございます。結果的に、1人当たりの給付費の伸びが1.3%と、見込みを下回る結果となったことから、不用額が発生したと。しかしながら、一般被保険者につきましては、大体、執行率で申しますと97%から98%になっておりましたので、一定、予算編成としましては適正であったのではないかなと考えております。

続きまして、「摂津市の国保」について、返納金の未済額についてでございます。

返納金につきましては、就職や、先ほど言いました社会保険や市外へ転出、そういったことで国保を喪失されたにもかかわらず、摂津市の国民健康保険証を使って受診されたという場合について、被保険者であった方に医療費を返還していただくものでございます。返還いただいた場合は、本来使用すべき社会保険なり転出先の市町村の国保に療養費の申請をいただくことにより、基本的には、本人のほうには返ってくるという流れにはなっております。性質上、一旦、本人のほうに請求という形でお支払いいただくようお願いしております。しかしながら、国のほうでも、本人から同意をいただくことで、保険者間で医療費を調整するという仕組みですね、これができましたことから、歳入のほうにつきましても、毎年増額という形で決算となっております。ただ、未済額につきましては、一旦請求をさせていただくことで、なかなかお支払いいただけない方、また転出

先に通知しても居所がわからないといった方も出ておりますことから、未収額についても出てくるという状況となっております。こちらにつきましても、督促状等を送るなどして回収に努めておるところでございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしたら、続いてお聞きしておきたいんですけども、最初の還付金の返還というようなことの中で、出納閉鎖の期間と、それで手続もされていくというようなことなんですけれども、滞納繰越分のところにもあるというようなことから、ここらあたりは結構、年度をまたいでこういうのが残っていつているのかなというふうなことを思うわけであります。もう一度、件数としてどれぐらいあるのかということ、それから還付金が発生したときに、本人へのお知らせ、通知は書面で通知がされるんだと思うんですけども、それに対して反応がなかったときの扱いについてということで、2点お聞きしておきたいと思います。

次に、財政調整交付金のことなんですけれども、国の特別調整交付金のはわかりました。大阪府の調整交付金の中で、やっぱり気にかかるのは、国保の府内広域化推進というふうなことがその中に含まれていくというふうなことなんですけれども、広域化推進ということを具体的に、中身はどういうことなのか、どういうことをやっている、こういった推進をしていることになるのか。また、私なんか、広域化を進めるべきでないと反対している立場からすると、なかなか広域化に積極的でない自治体も中にはあるというふうなところだったら、特別調整交付金なんかは受けられないというふうになっているのか、

そこのところ、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

3番目に、医療給付費の問題なんですけれども、予算と決算とでは当然、ぴったり合うというようなことにはならないというふうに思うんですけども、ここのところのやっぱり差が黒字分として残っているのかなというふうに見えるんですけども、それで言いましたら、平成28年度でいったら、診療報酬の改定ということがあったわけですね。また、先日報道もされていますように、また来年度に向けても診療報酬がまた引き下げの方向でということをおっしゃられています。そういったことでいうと、今の見込み、この時点でのいうのも何ですけども、これから来年度の予算編成に向けて作業をしていかれる分においては、1人当たりの医療給付費の伸び率みたいなこと、そういうようなことをどういうふうにとらえておられるのかなということを聞いておきたいと思います。

それと、4点目で聞きました返納金の事務処理ということですけども、お答えの中で、保険者間の調整をする制度ができたということ、これは、この間の推移からしてみたら、平成25年度あたりにそういうことができてきたのかなというふうに思うんですけども、それにしても件数が、そのことによって多くなっていくというのがもうひとつよくわからないんですが、資格喪失という、国保から他の保険に切りかわる、後期高齢者とか、そういうようなところも含めてなのでしょうか。ケースがこれだけふえてくるのがどういう状況の中で起きているのかというようなこと、もう一回お聞かせ願えないでしょうか。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、1点目の保険

料の未還付分のご質問でございます。

件数につきましては、集計をいたしておりませんので、お答えができません。勸奨についてのほうでご説明をさせていただきます。

未還付分につきましては、なかなかやはり還付の通知を送っても、亡くなられたといった方もおられます。通常、窓口のほうでお手続いただきましたら、還付が発生する方については、還付となりますということで、翌月にご案内がいきますというご説明をさせていただいた上で、翌月に還付通知を発送しております。しかしながら、先ほどの資格の適正化のところでも申しましたように、窓口でお手続をされずに転出される方等がおられますので、こういった方については、郵送で資格のほうを処理させていただきましたというご案内の中に還付が出る方については、還付通知も改めて発送いたしますということで、ご説明の内容としてお送りはしております。そういったことも努力はしておるんですが、未還付はどうしても残ってしまうという状況でございます。

続いて、府の財政調整交付金の広域化の推進の評価の中身でございます。こちらにつきましては、平成30年度から都道府県単位化とはまた別の部分でございまして、平成29年度までの広域化ということで評価されております。評価の中身としましては、目標収納率の達成状況、また口座振替の推進、コールセンターなどの収納対策といった部分の評価、またレセプト点検、療養費適正化などの医療費の適正化ですね。大阪府全体で底上げをするという取り組みですね、こういった部分が府の特別調整交付金の広域化に関する評価の内容となっております。

3点目、療養給付費の伸び率のお話でございます。

給付費の伸びに関しましては、これまでも1人当たり医療費、1人当たりの給付費を推計して予算を計上してきたところでございます。しかしながら、被保険者の大きな変動というところがここ数年、そういった傾向になっています。その中身におきましても、70歳以上の方の減少、お若い方の減少、そういった方によって、70歳以上の方につきましては、やはり1人当たりの医療費というのはどうしても高くなっております。1人当たりの中身におきましても、やはりそういった年代の方の分析をもう少し細かくとらえて、今後、給付費を計上していく必要があるかなと考えております。

3点目の返納金が増加している理由というところでございます。こちらにつきましては、保険者間調整という制度ができたということは、非常に大きい状況ではございます。また、それとは別に、3本の柱ということで、医療費の適正化ということでご説明もさせていただきました。なかなかここに手が回らなかった部分も確かに過去ございまして、そういった意味でいきますと、医療費の適正化にも力を入れていただいて、こういった保険者努力、保険者間調整というのが後押しもある中で、金額が増加していったということで、こういった推移となっているということでございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、3回目、聞いていきますが、未還付金の問題につきましては、事務処理上、どうしてもやむを得ない、そういうケースももちろんあるのかなというふうに思っておりますが、取り過ぎた保

険料というふうなことは一定になっているのかと思うので、適切にやっぱり本人に戻していくというふうなことは大事なことでというふうに思います。

また、なかなか滞納とかの徴収のほうは、コールセンターとかを通じて、電話で納めてくださいというようなことは言えるんですけども、還付金があるから取りに来てくださいというようなことまでいうと、何か還付金詐欺みたいだね、昨今はそういうこともあるので、なかなかやれないのかなということも思ったりしますが、本人の状況等々、つかむ努力をされているというようなことですので、そのところはしっかりとやっていてもらいたいというふうには思います。この点は結構です。

2番目の特別調整交付金のことですね。今、お話を聞きまして、大阪府の広域化推進の部分というふうなことの項目、今、述べられた項目だったら、とりわけ広域化を推進していくためにというふうなことになるのかな、どうなのかなというふうなことを思ったんですよ。国のいわゆる経営努力分というふうなことも、言ってみれば、同じじゃないですか、そのところについて言いましたら。そこらあたりで、とりわけ大阪府は、このところで、この自治体は広域化についても協力的でないとか、そういうようなことを言って、調整交付金が減額になるとか、そういうケースはあるのかどうか、この際ですので、聞いておきたいというふうに思います。

それから、保険給付費のほうの伸び率云々の問題は、やっぱり細かい分析もしながら、より決算額に近づくような予算立てというふうなことになるようには考えておられるんだろうなと、聞いて思いましたけれども、ただ、やっぱり保険料を算定す

るときに、このところの見積もりというふうなことというのは、これまでも随分とやってこられたと思うんですよ。赤字が続いていたときに、これでは保険給付に届かない、していくのに足りないからということで、保険料の引き上げを、おとし、その前にやってこられたんじゃないかなというふうに思うんですが、その結果、蓋をあけてみると、平成27年度、平成28年度は黒字でというふうなことで、3億円ほど今、累積で出てきているわけで、本来やったら、私どもはこれをやっぱり引き下げていくべきじゃないのかということも思いますし、来年の見通しというふうなことも、そういった点では、これから予算組みしていく関係では大事なことでというふうに思っているんです。

今後、広域化があるから、なかなか来年度は値下げはというふうなことも思っておられるのかなと思いますけども、それでもやっぱり今の被保険者の苦しい生活の中で、保険料に苦勞されているということを考えたら、ちょっとでもそのところに手当していくというふうなことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。もう一度、この点については、来年度どうお考えかということについて、少し聞いておきたいというふうに思います。

それから、4番目の返納金の事務ですが、今のお答えでしたら、本来、以前からもっと件数はあったのではないのかなというふうなことだけでも、そこまで事務の手が足りなかったみたいに聞こえるんですけども、そういうことなのでしょう。

保険制度の中身もころころと、この間、企業のところから、老人医療から切りかわってとかいうようなこととかもありまし

たから、いろんなケースがあるんだと思いますし、社保のほうに振りかえていくというようなことの中の一連の動きとかがあるというのは認識しているんですけども、以前、やるべきことができていなかったというふうなことだったら、そこらあたり、もう少し詳しく聞いておきたいというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 3 回目のご質問にご答弁させていただきます。

まず、広域化に伴い、協力的でないところに特別調整交付金がどうなのかというご質問でございます。

先ほど申しましたとおり、大阪府の特別調整交付金のメニューのうちの広域化の推進という部分につきましては、収納率の向上や医療費の適正化という部分の取り組みについて評価となっております。当然ながら、これは広域化する、しないに関係なく、保険者としてやるべき課題でございます。ですので、ここについて広域化に協力する、しないというのではなく、保険者としてはどこの市町村も頑張っている内容ではないかと思えます。そういった取り組みを充実させていくことによって、府内の医療費に全体の抑制なりが出てきて、平成30年度からの広域化についても、できるだけ給付費が抑えられて、保険料への影響が少しでも抑えられるのではないかなと考えております。

続きまして、給付費の部分で、保険料が黒字というところで、来年度の考えというご質問でございます。確かに平成27年度、平成28年度と収支黒字ということで、決算のほうを計上させていただいたところでございます。この黒字につきましては、

やはり来年度、保険料広域化という部分が出てきます。試算のほうでもお示しさせていただいておりますが、少し上がるのではないかとということも危惧しております。

そういった中で、やはりなるべく市としても激変緩和ということをしっかり6年間やっていきたいと考えておりますので、できる限り黒字を活用した上で、激変緩和をできたらと現場のほうでは考えております。

最後に、返納金のほうの部分でございます。

先ほど申しましたように、確かにこれまでちょっと取り組みが甘い部分がありました。どちらかといいますと、これまで返納金につきましては、レセプトの返戻というものがございます。資格の喪失された場合に、いわゆる本人にお金を返してくださいということで請求するのか、医療機関のほうにレセプトの請求のし直しをしてくださいというのか、二つに分かれます。レセプトを返戻させていただければ、本人のほうに請求せずに済んだということで、これまで医療機関のほうにお願いしまして、レセプトの返戻に力を入れてきたところでございます。しかしながら、医療機関のほうにおきましても、やはり本人のほうの保険証の提示があったということであれば、近年、返戻を受けていただけないことが多くなってきております。そういったこともあり、本人への請求もふえたということもございますので、そちらのほうにも力を入れていっているという状況でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今の返納金の最後の部分のところが、しっくり腑に落ちているということになりにくいんですけれども、ただ努

力されて、今、適正な形で事務処理をしていく状況に改善していているというふうなことからいいましたら、前向きな努力をされてきているというふうなことだと受けとめておきたいというふうに思います。ただ、以前がどうだったのかというようなことは、しっかりと踏まえながら、また次に生かしていくような努力も引き続きお願いしておきたいなというふうには思っております。

ちょっと戻りますけれども、財政調整交付金のところの普通財政調整交付金と特別財政調整交付金がそれぞれあって、それで特別調整交付金のほうがいろいろと計算のやり方というようなことがあって、自治体にそれぞれインセンティブ、競争させていくというふうなことでこれまできているのかと思うんですけれども、そのところで、とりわけこういった推進というようなことがタイトルとして上がって、決してそれに向けて努力しているわけではないけれども、交付金を受けるときには、そういうことでもらっているということになったら、これをもらったら、やっぱり広域化を応援しないといけないのかなとなってしまうような、そういう仕組みとか、ものにもなっていないのかなというようなことを今聞いて思いました。

また、ペナルティのことについては今特にふれていなかったのかなというふうにも思うんですけれども、やっぱりそういったことも、確か以前、お聞きしたときにはあったんじゃないのかなというふうに思ったんですが、ちょっと確認の意味で、そこはないのでしょうか。

経営努力ということで、これが随分とやられているというようなことなんですけれども、その点については一定評価する

のですけれども、実際、広域化に、大阪府の進める方向になったときに、そういう努力は今後反映していかないようになってくるのか、市民の納める保険料率なんかのところについては横並び、一律にというふうなことになっていくのかと思うんですけれども、そこらあたりのところについても、ちょっと再確認で聞いておきたいと思っています。

あと、給付費の伸び云々の話からしましたら、本来だったら、黒字分を市民に還元する、保険料の引き下げというようなことをやっぱり私たちは思っています。他市と比べて、今の摂津市は、やっぱりさまざま努力もして、値上げの抑制というようなことをやってこられたというふうには思うんですよ。なかなか引き下げをというようなことにはこの間、なってきませんでしたけれども、でも、ようやくそういう黒字が出て、値下げにできるんじゃないのかなという材料が出てきたときに、もう広域化という状況の中では、そのところは本当に何とも言いがたい部分があるんですが、でも、やっぱり私たちとしては、結局、保険料率決定の、財政的に権限を持っているのは市町村だというようなことで、そのところは市民に還元するほうに使いたいというような、その立場を持ち続けていていただきたいなというふうに思っております。

1点だけ、答弁をお願いします。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、特別調整交付金のご質問のところでございます。

広域化について、もらっているから引け目を感じないかという部分は、これは全く引け目を感じておりません。努力した結果、いただいておりますので、これはしっかり

と活用しております。

ペナルティについてでございますが、平成27年度から保険財政共同安定化事業という、1円以上の医療費について、府内で共同で拠出し合うという制度が拡充されております。ここについて、調整交付金の中で激変緩和がとられることが決められております。保険料の適正な設定をしているというのが条件となっておりますので、保険料を据え置いている、条例に基づかない保険料率を設定しているという場合には激変緩和を受けられないというような形になっております。

本市におきましては、保険料率につきましては、条例上の保険料率に改定しておりますことから、平成27年度、平成28年度ともに交付は受けております。

それと、広域化後のこういった特別調整交付金の状況でございますが、ここにつきましても、同じような仕組みではございますが、保険者努力支援制度、インセンティブ事業というのが、先日、ご報告させていただきました広域化運営方針の中でも少しふれられておりますが、いわゆる収納努力とか保健事業の努力、こういった部分の取り組みを評価して、インセンティブを持たせて交付を受けられるという仕組みがつくられることとなっております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 わかりました。

最後になりますけれども、広域化云々の話では、先日、協議会の中でもいろいろご説明があったかというふうに思うんですけれども、言うべきことはしっかり言って、それが結果、市民のためにつながっていくようにという立場を堅持していつてもらいたいと思うわけでございます。今後の財政や国保会計のあり方の中でも、インセン

ティブ事業というようなことで、そういうふうにあるけれども、それが市民の直接納める保険料とか、そういうようなことにかかってこないということだったら、やっぱりそれはどうなのかというふうにも思うわけで、そこらあたりのところ、制度の中身について言える場所もそんなに多くはないのかなというふうに思うんですけれども、そんな中でも、やっぱりしっかりと市の立場として、市民の声を代弁して訴えていただけたらなというふうに思います。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 それでは、平成28年度におきましては、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上の3本柱ということで、国保財政の健全化に取り組んでまいりましたというところでありますけれども、まず収納率の向上というところで、決算概要で196ページに、国民健康保険料等収納推進員賃金ということで出ております。この方の仕事の中身を教えていただきたいというふうに思います。

その下ですけれども、コンビニ収納代行業務委託料ということですが、コンビニによって、全体の収納率の中でコンビニはどの程度あるのかというところと、それと口座振替とコンビニ、それと銀行に納めに行かれる部分があって、そのほかにあるのかどうかですけれども、その比率を教えてくださいというふうに思います。

電話催告等業務委託料ですけれども、先ほど他の委員も質問をされておりましたけれども、データがあればお答えをいただきたいんですけれども、これは催告ですから、納められていない方に対して電話をす

るということだというふうに思うんですけども、電話をする前と催告電話をしてから、例えば電話は何件の電話をして、それが何件の方が納めるようになったかという、そういうふうなデータがあるのか、お答えをいただけたらというふうに思います。

それと、総合計画の中に、市民や事業者が健康づくりや健診受診を積極的に行うことで、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費が増加から減少に変わりますというようなことで書かれておりまして、決算概要の202ページに特定健康診査等委託料が出ております。その下には、若年者検診委託料ということが出ておりますが、これ、特定健康診査等の委託料では、多くの残額も出ております。その点ですね。先日、健康まつりが開催をされまして、私も参加をさせていただいたんですけども、その中で受診率という部分が、他の市町村と比較をされて出ておりました。摂津市が他市に比べて高くもなく、他市で、特に箕面市は高い受診率の数字が出ておりました。なぜ箕面市が高いのかというところの受診の仕方とかという部分が、市民へのPRとか、そういうふうなことが箕面市と摂津市では違うのか、その点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それで、事務報告書の中で、214ページなんですけれども、療養の給付というところがございまして、入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護、合計というのがあって、被保険者数1人当たりの費用額という数字が出ております。1人当たりの費用額ということで、平均が3万135円という数字が出ておりまして、総合計画の中に被保険者1人当たりの医療費ということで、平成32年度が30万円の目標で、

30万何がしの数字が出ておりまして、この出ている数字と1人当たりの費用額の3万円という数字の違いというか、計算の違いというのを教えていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、収納推進員の業務の内容につきましては、これまで2人体制ということで推進してきました。その中で、窓口や電話での納付勧奨、事務の補助、未申告の方への申告勧奨という部分に特化してこれまでやってきておりましたが、近ごろ、資格とか給付、そういった多くの知識を生かしながら、納付相談といった部分で、窓口のほうで相談する機会がふえてきておりますので、そういったところをメインにやっていただいております。しかしながら、業務の内容としまして、これまで一般事務の嘱託員と内容が同じようになってきましたので、平成29年度につきましては、収納推進員制度を廃止しまして、一般非常勤を雇用しまして、窓口での納付相談や事務の補助、そういった部分を担っていただいております。

続きまして、コンビニ収納についてでございます。

まず、口座振替等、納付区分別の収納の状況でございます。これにつきましては、世帯別の割合で申しますと、口座振替で納めていただいている方が42.7%、特別徴収の方が16%、それと、自主納付の方が41%となっております。この自主納付の中に、銀行に納めに行かれる方とコンビニ交付というのがまじっております。そのうちのコンビニで納めていただいている

割合でございますが、約28%がコンビニで収納されております。これは件数割合となっております。収納割合でいいますと、コンビニは約19%の収納割合になっております。

それと、電話催告についてでございます。電話催告の、これは架電の件数になります。が、毎月約1,500前後、電話をかけております。年間でいいますと、2万2,400件ほどの電話をコールセンターから被保険者のほうにお電話させていただいております。その中で、約束できたという金額で集計をとっております。お支払いくださいということでお約束をいただいた額で申しますと、年間3,926万円のお約束の金額となっております。

続きまして、特定健診の部分でございます。箕面市との違いというところでございます。平成28年度につきましては、先ほど申しましたとおり、11月に法定報告ということで、まだ全体の公表はされておられません。平成27年度の実績で申しますと、摂津市が31%、箕面市が37.8%、府内平均が29.9%という結果となっております。ちなみに、保健指導のほうで申しますと、箕面市は18.8%、摂津市が20.3%、府内平均が15%という状況となっております。

箕面市の高い理由というのが、なかなかここは研究できていないところではございます。費用面で申しますと、摂津市は無料で実施させていただいております。保健センターの集団と個別という部分もございますことから、費用や健診の体制という部分では、そんなに摂津市が劣る状況ではないかと考えておりますが、この差につきましては、箕面市に限らず、ほかの市町村についても受診勧奨の方法、そういった部

分があり、いいのではないかなということもありますので、検討していきたいと考えております。

それと、事務報告の1人当たり費用額の部分でございます。1人当たり費用額につきまして、事務報告については、月額となっております。30万円の金額については、こちらは年額ということで出させていただいておりますので、この違いにつきましては、月額と年額という部分の違いと考えていただけたらいいかと思います。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 収納率の向上に対して、ご努力をいただいているのは十分理解をしておりますので、市としては口座振替にというようなことで、勧奨を勧められておられますけれども、それでも納付される方が口座振替ではなくて自主納付でというふうな方ですから、その点は、引き続いて口座振替にというような形で勧められるように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。口座振替の場合は100%ということになりますので、そういうふうに勧められるように要望をしたいというふうに思います。

健診の件ですけれども、この前、がんの部分に関しては、50%近くの、何かそういうふうな数字も出ておったと思います。50%ということは2人に1人ということですから、対象市民の方の2人に1人ということは、かなりの健診率だというふうに思いますので、ちょっと研究調査をしていただいて、それが摂津市の中で反映できるものなのかどうなのかということをごひとも見ていただけたらというふうに思います。

1人当たりの医療費ということですが、これも、これは3万135円ですから、掛

ける12か月をすればいいということになってくるんですかね。12か月だったら、36万円になってくるんですかね。この点が、やはり年々ふえてきているように思います。平成32年度が30万円ということで、目標を掲げられておられます。その点をどうやって年々、医療費がふえているところを抑制をしていくかというところだと思うんですけども、これ、国保の摂津市だけのをしていますからですけども、これはここだけではなくて、北摂とか大阪府全体とかいうような、そういうふうなところをやはり抑制をしていかなければならないというふうに思いますし、ここで見ていますと、入院でしたら、事務報告書で5,064件の件数があって、費用額が30億円ですから、それを考えると、1件当たりの入院費用にかかった金額はということになってくると、膨大な金額であります。入院外が18万5,000件で29億円ということでありますから、入院と入院外と比べると、1件当たりにかかる金額が膨大になってくるわけですね。そう考えると、入院にかかる費用をやっぱり抑制していかなければならないというふうに思うんですけども、医療費全体で、例えば医薬品をジェネリックに変えていったとかいうふうな部分で医療費の抑制、例えば医師会全体でとか、そういうふうなことでまとめて推進をしていったというふうなことでございます。例えば、医療にかかる部分を過度な医療、その部分をどうやって抑制していくのかというところを、これは行政としてどうできるのかというところがあると思うんですよ。これは、摂津市では3次医療、2次医療というのがないので、1次医療というふうなことになるんですけども、例えば市民の方が市外の病院を

使われたときに、そういうふうな医療行為になったときに、どういうふうに抑制をしていくのかと。本当に必要な医療であれば、必要だというふうに思いますけれども、摂津市だけではその点の抑制ができないというところを他市なり大阪府とか、もっと大きな広域な範囲でどういうふうに抑制に取り組んでいくというふうなことを摂津市として取り組んでいるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、医療費の抑制という部分でございます。

なかなか難しいテーマではございます。やはり高齢化になっていくに連れて、1人当たりの医療費は年齢ごとに高くなっていきます。ちなみに後期高齢者で申しますと、1人100万円かかると言われております。そういった中で、いかに医療費を抑制していくかという部分でございます。過度な医療費請求という部分で申しますと、やはりレセプトの請求というものがしっかりルール化されておりますので、ここについては、当然ながら認められない診療行為、医療費請求についてはレセプト点検のほうでチェックさせていただいております。平成30年度以降につきましても、広域化となってまいりますので、そういった部分を大阪府全体で取り組む、強化をしていくという部分もございます。当然ながら、必要な医療は受けていただかないといけませんので、そこについては、しっかりと医療確保はしていただかないといけないと考えております。やはり医療の抑制という部分でございますと、長期の視野でございますが、特定健診なりで早期の受診勧奨、入院に至らない形で、早期発見、早期受診という、ここにしっかり取り組んでいくべ

きではないかなと考えております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 抑制というのはなかなか難しいというふうに思います。医療機関が身近な地域ほど、医療費が多額になっていくというようなところがございます。近くに医療機関がないところは、それはやっぱり頻繁に医療機関にかかることができないからという部分もあるかと思います。近くに医療機関があるから、それだけ早期発見、早期治療ができるというところだと思うんですけども、医療費抑制、これは国保だけでなく、ほかは健保の保険もあるわけですし、企業の保険もあるわけです。これは今、国保の部分だけを見ているけれども、市民からすると、国保だけでなく、さまざまな保険であって、医療機関にかかるのは、ただ保険がどこの保険に入っているかだけであって、医療にかかる場合は、さまざまな保険に入られている方が結局かかられるわけですから、全体でもって、医療費の抑制というのを、言うたら国保だけでなく、さまざまな保険を含めて、医療費の抑制というのを取り組んでいかなければならないというふうには思いますのでね。

私個人としては、国保の大阪府の一元化よりも、保険は全国でもって一元化をすべきものだというふうに私は思っています。京都府でかかろうが、兵庫県でかかろうが、医療費はかかるんですよ。それが小さい市町村によって保険料が決められて、財政の厳しいところは高い国民健康保険料になるということ自身が、私はおかしいのかなというふうに思っています。全体の保険を通じて保険料を算出、考えていくべきだというふうに思いますし、それに合わせて医療も考えていかなければならないとい

うふうに思いますので、その点、十分に、摂津市だけのことではなく、地域全体として考えて、また摂津市として声を府なり国に挙げていただきたいというふうに思いますので、その点はよろしく願いをして、要望として、質問を終わりたいと思います。○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 それでは、何点かだけご質問させていただきたいというふうに思います。

決算書の歳入の部分なんですが、18ページというところで、不納欠損額が計上されております。1億1,031万3,199円ということでもありますけれども、不納欠損の内容についてお尋ねしたいなというふうに思います。

それと、同じ18ページで、歳入の面なんですが、収入未済額の部分でございます。これはかなり、約8億円というお金が計上されているという中でありますが、この内容について、1回目、お尋ねをしたいと思います。

3点目でございますけれども、決算書の歳出の部分で、33ページのところでございます。後発医薬品普及促進委託料というのが計上されております。16万7,794円ということで、平成27年度決算よりも若干下がっているようなところもあるんですが、委託の内容についてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、村上委員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目、不納欠損の内容についてでござ

います。

平成28年度、不納欠損としましては、期別の件数でございますが、8,647件が不納欠損となっております。そのうち執行停止ということを経て、不納欠損にさせていただいたのが、無財産の理由が32件、生活困窮が570件、居所不明が104件というふうになっております。それ以外の7,815件につきましては、その他徴収不能ということで、なかなか徴収努力が至らなかった部分となっております。

続きまして、収入未済の内容でございます。

収入未済につきましては、収納率でも約10%ほどが収入未済となっております状況でございます。やはり、こちらとしましては収納努力をいろいろさせていただく中で、現年度分を支払い切れないと、状況が変わられたと、そういった場合には、減免等をご案内させていただいておるんですけれども、なかなか年度内完納に至らない、また、分割納付等も活用いただいても年度内完納がいただけない、そういった方が収入未済として入ってきますが、それ以外にもやはりこちらからアプローチさせていただいてもお返事がない方もおられますので、その辺の分類はできておりませんが、主にそういった方々の分が収入未済として上がっている状況でございます。

続きまして、ジェネリック医薬品の内容でございます。

ジェネリック医薬品につきましては、先発薬品からジェネリックに変えることで、100円以上差額が出る方、これは調剤レセプトから対象者を抽出させていただいて、100円以上の差が発生する方に対して通知をお送りさせていただいております。平成28年度につきましては、合計で

5,081件お送りしております。昨年度6,247件となっております。

この数が減ったという部分は、ジェネリックの普及率が上がったという部分にも影響しているのではないかなと。ちなみに、普及率で申しますと、平成27年度が62.9%、平成28年度は68.8%と普及率のほうも上がっているという状況でございます。

○増永和起委員長 村上委員。

○村上英明委員 まず、1点目の不納欠損の部分ですね、やはり国保全体としても歳出を抑えていくという面も必要だと思うんですけれども、やはり歳入面もしっかりと取り組んでいくというのが必要だというふうに思うんですね。そういう中で、例えば国外にでも住居を移されたとか、また住所不明で音信不通とかいう形であれば、仕方ない面もあるかというふうに思うんですけれども、収入未済額の件も含めて、やはり収入ということにしっかりと目を向けていくというのは大切だというふうに思います。

そういう意味で、もしこれが不納欠損なり収入未済額が収入できておれば、10億円近いような収入がふえるということでございますので、国保全体としても、8%なりの部分を占めていくような金額ということで、これを保険料に換算すれば、1人平均数万円の減額という面にも寄与していくということもありますし、一般会計からの繰り入れも抑えられるというようなこともできてくるのかなというふうに思いますので、こういう収入面も、収入といっても、大体90%、91%ぐらいで推移しているような状況かというふうに思いますけれども、これからまた広域化ということになる部分もありますので、そ

ういう意味では、収納率というのをしっかりと高めていっていただくということと、不納欠損とならないような対応ということもしっかりと目を向けていっていただきたいということを要望とさせていただきたいというふうに思います。

2点目のジェネリックの件でございます。1人100円以上の差額が出る部分であれば勧奨しているというようなことでございますけども、この中で、1回だけお尋ねをさせていただきたいんですけども、例えば100円以上の差額が出るという部分の判断という面でなんですけど、これがレセプト点検で見ておられるのか、もしそれを見ておられるということであれば、レセプト点検の事務嘱託員の賃金が計上されておられますが、この方が見ておられる部分があるのか、そうではなくて、レセプト点検を230万円ほど委託されていることもあると思うんですけど、その部分で見ておられて、判断されているのかということでお尋ねをしたいというふうに思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 ジェネリックの差額が出る部分の判断でございますが、こちらにつきましては、委託先のほうで判断をしていただいております。委託先が国保連合会ほうに委託をしております。審査、支払機関でもございますので、全データを見る中で、そういった条件に該当する方について対象者を抽出し、案内のはがきまでつくっていただくという形で委託している状況でございます。

○増永和起委員長 村上委員。

○村上英明委員 レセプト点検、230万円ほどまだお金をかけておられるということでもありますし、後発医薬品の普及委

託料も16万7,794円かけておられるということでもございますので、そういう意味では、患者本人もそうなんですが、医療関係もジェネリックの部分も今以上に普及促進ができるような、理解を深めていただけるような取り組みを摂津医師会にまた要望していただくとか、行政としてできるところはやっていくという面で、そういう姿勢を見せていただきながら、歳入もそうでございますけども、歳出を少しでも抑えていくような取り組みというのが本当にこれから大切だというふうに思います。そういう意味では、本当に医療費が右肩下がりになるというのは、なかなか数十年先ぐらいになるだろうなというふうにも言われておりますけども、これから本当に右肩上がりが当面続くと思いますので、そういう意味では、しっかりと国保運営、これから広域化になりますけども、しっかりとやっていただくということをお願いをして、私の質問とさせていただきます。

○増永和起委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

次に、認定第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 先程と同じ質問になると思うんですけども、決算書の158ページ、159ページ、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、そして目2普通徴収保険料、不納欠損のところが、なるほど、特別徴収

であればゼロ円、そして普通徴収のほうでは28万2,618円ということであります。例えば28万2,618円、何名の方だと思うんですけども、特別徴収に移行できる方というのはいらっしゃるのか等々を含めて、この中身を教えていただければと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 普通徴収の方で、特別徴収に移行できるかというお問い合わせでございます。

特別徴収につきましては、年金額をある一定以上もらっている方で、介護保険料と後期高齢者保険料とあわせて年金受給額の2分の1を超えないといった条件がございますので、基本的には、特別徴収に該当する方は特別徴収が優先されます。どうしても特別徴収の要件を満たさない方については、普通徴収のほうになってしまいますので、普通徴収の対象となっている方が特別徴収にいけるということはございません。逆に、特別徴収の該当の方が口座振替にすることを選択された場合は普通徴収に、そちらのほうは移れるんですが、普通徴収から特別徴収というのは制度上できないということになっております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 これは不納欠損となったのは何名ぐらいいらっしゃるのかというのはわかるんでしょうか。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 不納欠損の人数については、申しわけございません、カウントのほうは今手持ちでございません。

滞納状況としましては、216名という数字は持ち合わせておりますが、不納欠損の件数のほうはまた後ほど。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 216名の方ということとわかりました。

丁寧な対応をしていただいていると思いますけども、収納率の向上という観点からは、また引き続きよろしく願います。○増永和起委員長 南野委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 私のほうから1点だけ教えていただけたらと思って準備していましたが、これは「摂津市の国保」の資料の中の参考資料に、平成28年度の被保険者間の移動なんですが、後期高齢者の医療保険から離脱をされて国保に移られている方が1名だけですけれども、いらっしゃるというのがここに出ているんです。ちょっと気になったもので、さかのぼってみましたら、4年ほど前にも1名だけ、制度が始まった初年度には、一定二桁の数の後期高齢者からの離脱をされる方がいらっしゃいます。

75歳以上の方は必然的に後期高齢者に移られるんですけれども、75歳以前でも、本人の希望の中で、一定条件のもと、後期高齢者に入られている方がいらっしゃると思うんですけれども、そこの今の状況をお聞かせいただけたらと思います。何人ぐらい75歳以下の方で後期高齢者のほうにいらっしゃるのか。また、もしわかればですけれども、離脱をされている方、もちろん窓口のほうに相談があると思うんですけれども、どういう理由というか、いきさつがあるのか、聞かせてもらえたらと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 後期高齢の被保険

者の方でございます。通常75歳以上の方が後期高齢者に、年齢では75歳になられたら移行となりますが、75歳未満の方であっても、65歳から74歳の方であれば、障害認定を受けることで後期高齢に移行することができます。その人数で申しますと、136名の方が平成28年度、年度末数値でございますが、おられます。

逆に障害認定を受けておられて、後期に移行された方が国保のほうに戻られるということでございますが、一般的には、保険料の比較をされる方が多いかなと思っています。保険料を比較されることで、国保のほうに移ったほうが安いという場合に、国保に戻られるというケースは、まれでございますが、あります。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 後期高齢者医療制度が始まった当初、言われたみたいに、障害のある方で、75歳にまだ達しないけれども、75歳以上の後期高齢者の制度に加入することができますよという話がありましたよね。そのときに、私もあれっと思いがち、でもそっちの制度に行ったほうがいろいろと有利な点があるからという説明もあったりして、本人の選択だからというようなことであつたかと思うんですよ。ただ、当初、入られてから、やっぱり国保に戻ろうというようなことがあって、この時点になって、またやっぱり国保に戻れるというような中では、制度の中身の点というのがあるのかなというようなことを改めて思っているところであります。

当初は、保険料の算定でもいろいろと特例があつて、それが今後、なくなっていく方向とか、そういうようなものもあるわけですから、現在136名の方がまだそういった形で後期高齢者のほうに移られてい

ますけれども、そういった方たちにもいろんな情報とか、そういうのがちゃんと伝わっているのかなということも気になっておりますけれども、また制度改正、いろんな形で周知のほうもお願いしていきたいなというふうに思います。

○増永和起委員長 弘委員の質問は終わりました。

ほかにありますか。

森西委員。

○森西正委員 後期高齢の全体のことなんですけども、かつて、以前に大阪府後期高齢者医療広域連合議会のほうに摂津市から出させていただいて、そのときに、先ほどの国保の件ではないんですけども、当時、ジェネリックを勧められて、次に、先ほどの議論ではないですが、医療費の抑制のために、医師会に対して大阪府後期高齢者医療広域連合議会として、やはりそういうふうな抑制のために働きかけをすべきではないかというようなことでの質問をさせていただこうというふうに思ったんです。そうしたら、いやいや、ちょっと待ってください、ジェネリックがようやく進んだので、また抑制に関しては、その場でのその質問はちょっと控えていただけますかというような話がありまして、質問を控えさせていただいたんですけども、振り返ってみますと、その医療費の抑制をどうやって進めていくかというところで、摂津市から後期高齢の部分に関して、何か、例えば抑制のためにこういうような働きかけをしてほしいとか、こうしてほしいというような、要望なり声というのは上げておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 後期高齢の医療費

の適正化といった部分でございます。

後期高齢におきましても、国保と同様に、データヘルス計画というものを策定しております。その中で、後期高齢という部分に特化した取り組みが行われております。ジェネリックもやっておられ、また多受診といった部分、また来年度につきましては歯科健診、やはり歯のところが大阪府は課題が多いというところで上げられて、歯科の健診が共通でやられることがほぼ決定しております。

本市におきましても、何か特別こういったことをやってほしいというものを上げたということではないんですが、レセプトというものを本市のほうでは持っておりませんので、なかなか分析というものができません。そういった中で、広域連合のほうでデータ分析された、そういったことで、歯の健診というのが必要ということで、来年度、新たに共通でやられるということになっております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 後期高齢のほうから、これだけの医療費がかかりまして、これの分だけ摂津市からくださいよというようなことですよね。それに対して、はい、わかりましたということで、負担をするというような形になっているわけですね。ですから、そうしたら、その部分をもととの医療費の抑制の部分に関しても、言うたら後期高齢のほうでお任せというようなことになっているのが現状です。ですから、そこを各市町村が、後期高齢に対して何らかの声を出せるというか、後期高齢の財政をよくしていくために、内容もそうだけれども、そのためには、各市町村の声が反映できるようなシステムというか、そういうふうな部分というのをつくっていかな

ければならないというふうに思いますので、本市として、ぜひとも各市町村からまず声を受けられるようなシステムづくりなり、声を受けたところで、それが反映できるようなシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

実際に私も入りましたら、各市のほうから出向でといいますか、出てきて事務局をつくっているというような状況でありますから、なかなか細部にわたって見きれんというふうなことであつたりとか、各市町村によって、国保も含めて、やり方が違つたりとか中身が違つたりというふうな部分をどうやって大阪府全体でまとめていくかという部分があります。ですから、そういうふうな部分で、本市ではこうやるんですけれども、他市ではなかなか進まないという部分もあろうかと思いますが、ぜひともその辺もうまくまとめられるように、市からも声を上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。これは、声を上げないということ自身が、摂津市の市民にとってよくはないので、実現するかどうかは別として、声を上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 声を上げる部分だけ、ちょっとご報告だけさせていただきます。

広域連合のほうでは、また部会というのがありまして、その中で担当者間の意見交換をする場ができております。その中で、給付部会と資格部会というものがございまして、給付部会の部分で、そういった機会もございまして、今後、そういった部分を活用して、声を上げていけるようにやっていきたいと考えております。

また、先ほどの南野委員のご質問で、不納欠損の件数のほうだけお答えさせていただきます。

後期高齢者の不納欠損の部分でございます。執行停止させていただいた件数が2件、その他徴収不能ということで21件、即時欠損ということで25件、合計48件が不納欠損の内容となっております。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○増永和起委員長 再開いたします。

認定第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは決算概要にてご質問させていただきます。全部で4点あります。

1点目、252ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大阪府地域医療介護総合確保基金事業につきまして、予算現額は3,758万9,000円計上されておりまして、備考欄に地域密着型サービス事業所の開設準備費助成とありますけれども、執行率がゼロ円となっております。予定していた事業内容と執行率がゼロ円の理由について、お聞かせください。

2点目に256ページ、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1一次予防事業費、地域介護予防活動支援事業に関しまして、予算現額129万8,554円に対しまして決算額が86万3,854円で、執行率が66.5%と低い状況です。

参考に平成27年度は、49.4%とさらに低い状況でありまして、昨年の議事録、答弁を見ていると、介護予防には力を入れていきたいというふうなコメントがありましたけれども、執行率が低い理由と、その取り組みに関してお聞かせいただきたいと思います。

3番目、258ページ、目3総合事業費清算金、介護予防・生活支援サービス事業としまして、予算額20万円上げられておりますけれども、これも執行率がゼロ円となっております。

これも参考に、平成27年度決算は今と同じくゼロ円となっておりまして、平成28年度は介護予防・生活支援サービス事業が始まっていない状況にもかかわらず、予算は計上されていると。その理由につきまして、あと執行率がゼロ円の理由ですね、2点お聞かせください。

4番目、同じく258ページですけれども、項2包括的支援事業・任意事業費、目2任意地域支援事業費、高齢者権利擁護事業におきまして、予算額252万7,000円に対しまして、決算額は75万5,171円と、これまた執行率が29.9%で非常に低いということで、参考に平成27年度を見ますと30.5%と同じく低い状況です。

その項目でも、一つは高齢者虐待専門職チーム委託料、もう一つは成年後見制度利用助成費が極端に低い執行率というふうになっておりますので、事業の内容と執行率が低い理由につきまして、以上4点お聞かせください。

よろしくをお願いします。

○増永和起委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、光好委員の4点のご質問についてお答えさせて

いただきます。

まず、決算概要の252ページ、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の執行率がゼロの理由ということでございますが、まずこの基金の補助金でございますが、地域包括ケアシステムの構築のために、地域密着型サービスの拠点としての介護施設等の整備を行うものに対して、市が補助する制度でございます、その促進ということが目的の補助金でございます。

この基金に関しましては、各都道府県に設置された基金でございます、国が3分の2、府が3分の1を負担する制度でございます。

本市の介護保険事業計画では、平成28年度に関しまして、整備予定として地域密着型特別養護老人ホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画しております。

そのための開設の補助金ということで、平成28年度、予算計上させていただいておりますけれども、その準備のために前年度の平成27年10月から、事業所の公募をホームページ等でさせていただいております。

その中で、説明会を平成27年10月26日に実施させていただきまして、市内の事業所が相談に来られていた状況でございます。

それで平成28年度の準備ということでございますので、平成27年12月14日から18日に、地域密着型特別養護老人ホームの公募をさせていただいた結果、地域密着型特別養護老人ホームに関しまして、残念ながら公募はございませんでしたが、看護小規模多機能型居宅介護に関しましては1者応募がございまして、この公募に関しての申し込みを受領した経過がご

ざいます。

この事業所に関しまして、平成28年3月23日に地域密着型サービス運営委員会というところで、この施設整備について審議させていただいて、一定進めるということで、内諾のほうを3月30日に事業所のほうに送っております。

それでその審議の中では、その施設建設予定地に関しまして、事業所の方は建物を借りられる形で運営するという予定をしております、実際その建物に関しましては住まわれている方がおられたんですけれども、その建物所有者の方と事業所の話では、自分の建物、ほかにもありますので、その住んでいる方に関しては、移っていただく予定をして、期限どおりにできますよというような報告を受けておりましたので、審議をさせていただいて、整備を進めるという内諾の通知を出させていただいたんですけれども、実際建設に当たって進める中で、期日までにその住まわれている方が移れないというようなお話になってきて、そこで当初の建設予定地ではつくれないと。

それで市内のほかの場所にも事業所の方が当たられたんですけれども、結果的に場所の確保ができなかったということで、平成28年8月1日に事業所から取り下げの書類が提出されました。

担当課といたしましても、建設予定をしておりましたので、早速募集を平成28年8月12日から26日までの間させていただいたんですけれども、残念ながら公募をさせていただいたけれども応募がないというような結果に至っております。

それでこの補助金に関しましては、1年間で建てるという前提の補助金でございますので、この年度中に建てていただかな

いと、結局、場合によっては返すというようなことも起こり得ますので、平成28年8月末から考えますと、建設の許可や建設の期間等考えますと、平成28年度中に整備して看護小規模多機能型介護事業所や地域密着型特別養護老人ホームが開設するのは困難ということで、この補助金に関しての開設が難しいということで、補助金の執行に至らなかったというような経過でございます。

決算概要の256ページ、地域介護予防活動支援事業でございますが、前年度に関しまして、介護予防を進めていきたいということでお話をさせていただいたんですけれども、その執行率が低い主な理由でございますが、主に地域介護予防活動支援事業に関しましては、介護予防に取り組む地域活動組織に関しての活動支援として、主に三つの事業をやっていただいております。

一つ目としまして、健康づくりグループの定例的な開催や支援、市独自の体操の普及などの活動をしていただいております、健康づくりリーダーの会である、いきいき体操の会に委託料として30万円委託しております、その執行率に関しましては100%執行させていただいております。

二つ目の事業としましては、高齢者の方の体力測定をきっかけに、介護予防につなげていただくという趣旨で、摂津市の老人クラブ連合会に高齢者の体力測定を委託しております、老人クラブの方を中心に高齢者の方々の体力測定を年2回、市内4か所で実施させていただいております。

その委託料に関しましては20万円で、執行額は18万800円ということで、執

行率に関しては90.4%というような内容でございます。

3点目といたしまして、平成27年度からつどい場のモデル事業としてさせていただいております事業で、平成28年度も引き続きその市民団体のほうでつどい場のほうをしていただくということで、モデル事業を平成27年度にさせていただいたこともございますので、当初平成28年度になれば3か所ぐらいは拡大していけるのではないかなということで、予算計上させていただいております、58万5,000円という予算のほうを計上させていただいております。

ただ結果的には、なかなか1か所を運営していくのがやっとなということで、当初はその団体のほうが別のところに、ある程度軌道に乗ったら移っていくというイメージを持っておったんですけれども、安易に平成28年度に別のところをやっていただいて、今やっているところもうまいかなかったということになってしまうのもまずいということで、1か所を続けていただいて、今第41集会所で平成28年度はしていただいております。

その執行のほうは19万4,500円ということでございまして、その執行率のほうは33.2%ということで、執行率の低い原因となっております状況でございます。

なかなかやはり、平成28年度、担い手の育成をする中で拡大できるのではないかなということで思っておったんですけれども、そのところの担い手の育成というのが難しいということでございまして、平成29年度に関しましては、もう少し違う形で公募させていただいて、NPOや社会福祉法人などが担っている形で、現在は5か所していただいております状況でござい

ざいます。

続きまして3点目として、介護予防・生活支援サービス事業の執行率に関して、平成27年度もゼロ円で平成28年度もゼロ円ということでございますが、この介護予防・生活支援サービス事業というのは、新しい介護予防日常生活支援事業、総合事業の事業負担でございます。

ただ、本市では平成29年度から実施するのに、なぜ平成28年度にということでございますが、平成27年度から総合事業をしている市町村もございますので、他市の住所地特例施設に入所されています摂津市の被保険者の方が総合事業を利用した場合に、市としてその総合事業の負担をする必要がございますので、準備させていただいておったという負担金でございます。

ただ実際、平成28年度に関しましても予算計上としてはさせていただいておったんですけれども、利用者が結果としてございませんでしたので、執行率がゼロというような内容になっておる状況でございます。

続きまして4点目としまして、決算概要258ページの、高齢者権利擁護事業の執行率が29.9%と低い理由でございますが、この高齢者権利擁護事業に関しましては、高齢者の虐待や権利擁護に関する相談、成年後見制度の市長申し立てや利用支援などを行う事業でございます。

特にこの幾つかございます事業のうち、執行率が低くなっております、委員がご指摘の高齢者虐待対応専門職チーム委託料でございますが、大阪府が実施しております事業でございまして、虐待対応に関しての法的助言や福祉的助言ができる弁護士の方や社会福祉士の方からなる、高齢者の

虐待対応専門チームを派遣する事業でございますので、平成28年度に関しては、そういう専門的な非常に重篤なケースまでの対応がございませんでしたので、派遣の必要がなかったということで、執行はしていない状況でございます。

続きまして、この成年後見制度利用助成費ということでございますが、これは成年後見制度の費用を負担する制度でございまして、その前の手数料とも関係することでございますので、市長申し立てをするための手数料として、鑑定料や診断書料を最大お一人、場合によっては10万円ぐらい鑑定料がする場合もございますので、11万円を計上させていただいて、5名分55万円というふうに計上させていただいております。

ただ実際、そこまでの鑑定料が必要だった方というのはおられず、かつ利用された方が1名ということで、3万5,402円という執行率でございましたので、手数料としての執行率が非常に低い、6.4%ということが低い理由の一つとなっております。

それと同時に、こういうふうに市長申し立てで行った方に関して、費用負担がなかなかできない方に関しまして、成年後見制度、専門職の方ですね、弁護士の方とか司法書士の方、社会福祉士の方の費用の助成をする制度でございまして、その助成のための金額のほうは、実際予算的には161万4,000円を計上させていただいておったんですけれども、利用に至った方が3名のみということで、執行率が42万4,649円ということで、執行率26.3%ということでございますので、これも執行率が低い理由ということになっております。

ただ平成28年度は、市長申し立ての後見の申し立てに関しましては8件ございまして、必ずしも申し立てが少なかったというわけではございません。ただ結果的に必要でない方が多くて執行率が低くなったというふうに考えています。

どのような方が後見申し立てや虐待相談ということはなかなか、年度前にわからない状況でございますので、予算の見込みということは難しい部分もございますが、ただ状況も見ながら、しっかりと予算計上していきたいと思っておりますので、執行率というものが低い理由に関しましては、適切な予算計上に努めるという形で進めたいと思っております。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 では2回目ということで、まず1点目の地域密着型サービス事業につきまして、ご丁寧な答弁ありがとうございます。募集をかけましたがなかったとか、あるいは場所がうまくなかったということで、状況を理解いたしました。

平成29年度は、2億2,260万6,000円ですか、さらに高額な予算ということで計上されていると認識しておりますので、今回のようなことがないように、ぜひ執行率を上げていただきたいというふうに考えております。要望とさせていただきます。

二つ目に、地域介護予防活動支援事業につきまして、ご答弁ありがとうございます。執行率の低い主な理由がつかない場ですね、平成27年度に引き続いて平成28年度は3か所の計画が1か所であったということで理解いたしました。

ちなみに平成29年度は5か所対策されているということで広がってきているかと思いますが、当初は10か所開

催を想定していたと、私、認識しております。これも担える団体が少なかったということで、地域の活動組織の方々がうまく活用、連携しながらぜひ力を入れていただきたいと考えております。これも要望で終わらせていただきます。

三つ目に、介護予防・生活支援サービス事業についてご答弁いただきまして、おおむね理解いたしました。ご答弁にもありましたように、平成29年度から介護予防・生活支援サービスが始まりますので、執行率ゼロ%ということはないかと思えますけれども、ぜひ計画どおりに、確実に執行していただきますように、よろしく願いいたします。これも要望として終わらせていただきます。

最後、258ページ、高齢者権利擁護事業につきまして、これもご丁寧なご答弁ありがとうございます。なかなか聞いていて、執行率が低いということはいたし方ない部分もあるかとは思いますが、大幅な差異が生じるのも問題かと存じますので、ぜひ予算額立案の際は精査いただきまして、しっかりと執行していただきますように、これも要望として終わらせていただきます。

○増永和起委員長 光好委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

南野委員。

○南野直司委員 まず1点目です。決算概要252ページであります。要介護認定調査事業、決算額4,109万4,561円についてであります。

この平成28年度に要介護認定業務を委託しますということでありました。事務報告書を見ておりまして、この要介護認定申請件数ですか、3,596件ありまし

て、この事業に関しましては、関係機関とのネットワークという観点がやはり一番大事なのかなというふうに思います。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

2点目です。256ページ、介護予防普及啓発事業、決算額104万3,210円です。そして関係します、先ほどもありましたけれども、地域介護予防活動支援事業、決算額86万3,854円についてであります。

介護予防の普及啓発、そして地域活動組織の育成、支援ということでもありますけれども、せっつきいき健康づくりグループ、あるいはつどい場、あるいははつらつ元気でまっせ講座等々の取り組みをしていただいていると思います。

それで、摂津市独自の体操であります、摂津みんなで体操3部作の普及啓発について、あるいはロコモティブシンドローム予防のための体操の取り組みについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それからこれも先ほどありましたけれども、258ページになります高齢者権利擁護事業、決算額75万5,171円についてであります。

事務報告書を見ておきますと、191ページ、成年後見制度の市長申し立て8件ということでもありますけれども、これに関しましても、この成年後見制度というものを市民の皆さん、あるいは関係機関の皆さん、ケアマネジャー等々へ、しっかりと普及啓発をしていくということが今後も大事であるのかなと思います。その取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから同じく258ページ、介護相談員派遣事業、決算額73万8,780円についてであります。「介護相談員が月に1、2回程度、市内の入所・通所施設を2人1

組となって訪問し、介護保険サービス利用者の相談に応じる。月1回は介護相談員連絡会を開催し、活動報告や意見交換を行っている。」ということで、12名の方が、派遣事業者数は28、延べ派遣回数が289件ということであります。

これも大事な事業であると思います。取り組みの中身について、お聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田保健福祉部参事。
○吉田保健福祉部参事 それでは、南野委員の4点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず決算概要252ページの要介護認定業務委託料の事業内容なり、この件数等についてということかと思えます。

まずこの委託は、平成28年10月からさせていただいておりまして、市民サービスの向上と効率的、効果的な業務の遂行を図るという目的で、一部窓口委託、要介護認定の委託をしております、委託の内容でございますが、介護保険業務にかかる申請ですね、介護認定にかかる申請や、主治医の意見書、依頼とか回収、あと介護を決めるための認定審査会という審査会の準備、あとは審査会の中の業務の進行補助、その結果出た、そういう通知等の発送等の事務が、主な内容でございます。

平成28年度に限りますと、処理件数で言いますと、平成28年度10月から平成29年度3月までの半年間ということでございますが、1,835件ということでございますので、年間で言いますとおおむね3,500件を超えるような、3,600件ぐらいを超える、数字ということになるのかなというふうに考えております。

詳しい内訳といたしましては、半年間で新規申請が474件。それで更新申請が1,

121件。区分変更というものがございまして、それが206件で、転入の申請等も34件ということで、合計1,835件ということになっております。

三つ目といたしまして、介護予防の事業に関してでございますが、まず介護予防普及啓発事業の内容でございますが、主な内容は、街かどデイハウス、市内に1か所ございまして、千里丘協立診療所ボランティアグループが主催でやっている事業でございます。

その事業を運営するための補助金として出させていただいている事業でございます。街かどデイハウスに関しまして週4回、主に認定を受けられていない方に関しての介護予防をやっていただいております。

それと平成28年度の講座としまして、ノルディックウォーキングということで、まちかどフィットネス！ヘルシータウン事業と合わせて、平成26年度から実施させていただいていた事業でございます。

あと介護予防普及啓発事業の決算としましては、介護予防講座として保健センター及び関西大学のほうから講師をお招きさせてもらって、認知症の予防、脳トレ体操などの講座のほうをさせていただいたものが、主な内容でございます。

続きまして、地域介護予防活動支援事業でございますが、先ほどもちょっとお話をさせていただいた内容でございますが、主にせつついきいき健康づくりグループですね、それが市内に53グループございまして、身近な集会所や公民館で、主につながりを持ちながらも自主的な健康づくり、介護予防の活動をされております。

具体的な内容でございますが、それぞれの特徴を生かして、今、委員がお話しして

いただいた、摂津みんなで体操3部作を初め、ラジオ体操とか脳トレ体操を取り組んでいただいております。

やはり個々の活動はされておるんですけれども、全体でグループ活動ということで、年2回、春と秋には交流会を行っております。その中で1日、交流会の企画運営や実行委員会の形式を兼ねて、お話をさせていただいております。春は研修会を兼ねたおしゃべり交流会、秋は日ごろの活動を互いに発表する活動発表会ということで行っております。年々参加者はふえております。

それで平成29年度に関しましては、この活動発表会、645名に参加していただいております。また平成29年でこの11月にもさせていただく予定をしております。

続きまして、はつらつ元気でまっせ講座につきましては、介護予防の活動を地域で展開することを目的といたしまして、65歳以上でかつ5人以上のグループを対象に、講師を派遣させていただいております。

本事業に関しましては、摂津みんなで体操3部作の指導を初め、栄養指導や口腔ケア、介護予防に関する知識の普及を考えて、講座終了後も継続した活動ができるよう、先ほどもお話しさせていただいた健康づくりグループへの加入等の支援を行っております。

平成28年度につきましては、市内6か所で開催させていただいております。利用延べ人数で432名の方が参加され、現在も活動を続けて実施されているというふうな状況でございます。

続きまして、つどい場につきましては、65歳以上の方ではどなたでも参加でき

て、週1回気軽にお茶を飲みながら介護予防に取り組んでいただく居場所づくりというふうなことで、集会所のほうを利用させていただいております。

先ほど少しお話しさせていただきましたが、平成27年度秋より市内1か所でモデル事業としてさせていただいております、引き続き平成28年度に関しまして、残念ながら今1か所ということですが、49回の実施、延べ487名の方の参加をいただいておりますのでございます。

今年度に関しましては5か所させていただいておりますということで、いずれの事業に関しまして、市民の方が主体で介護予防、健康づくりということに取り組んでいることをお手伝いさせていただいている事業というふうに考えておる内容でございます。

続きまして、高齢者権利擁護事業、特に成年後見制度に関しまして、利用のほうを、どのような形で普及啓発しておるのかということでございますが、市のほうが主にかかわらせていただいている成年後見制度のほうは、市長申し立ての制度が主な内容でございます。

成年後見制度の申し立ては、ご本人もしくは一般的には4親等以内と言いながら2親等ですね、そのご家族の方が申し立てるという方法もございますので、その申し立てのほうができる方の場合、包括支援センター等が中心になって支援をしておるということでございます。

ただなかなかそういう方がおられない場合、市長申し立てということで申し立てをさせていただいております、平成28年度に関しましては8件ということでさせていただいております。

成年後見制度の普及のために、啓発の講座等が包括支援センターだけではなく、各府内のそういう福祉団体等も講演等をしておりまして、一定周知のほうは高齢者の方に関しましては進んでおるのではないのかなというふうには考えておりますが、なかなか後見制度を金銭管理の部分ということでお考えの方も多ございまして、なかなか権利擁護の部分までにはご利用になっていないというような状況でございますので、制度の趣旨も考えながら、市としては市長申し立てが主になってございまして、必要性に関して事業所等に促す等していけたらなというふうに考えておる状況でございます。

引き続きまして4点目としまして、介護相談員派遣事業に関しまして、平成14年度にスタートさせていただいております、お話がありましたように、介護サービスの利用者の方から介護サービスに関する疑問や不安等を聞き取ったり、サービスの事業所、あと市のほうに問題解決のお手伝いのほうをいただけるという制度でございまして、今お話がありましたように現在12名の方が市の委嘱を受けて活動させていただいております。

活動の具体的な内容でございますが、2名1組で大体4軒から6軒の事業所のほうを担当いただいております、おおむね事業所に関しまして1か月から3か月に1回訪問していただき、直接事業者の方のお話を聞いていただいております。

ご利用の方のお声のほうを事業所にお伝えしたり、場合によってはご要望に対応いただいたケースなどもございまして、事業所の方にとってもやはりなかなか直接聞けない内容が聞けたりとか、あと事業所に関しての思いみたいな、非常にありがた

いというようなお話とかも、市のほうにも介護相談員からの報告書をいただいております、その施設の状況なんかも非常にわかるというような内容でございます。

本市といたしましても、この介護相談員派遣事業ですね、引き続き事業所や利用者の方をつなぐ制度でございますので、いろいろと支援していけたらなというふうに考えておる状況でございます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 答弁いただきました。ありがとうございます。

1点目の要介護認定調査事業につきまして、平成28年度は10月からされたということで、業務委託をされて窓口も1階のところにありますけれども、私はやはり大事だと思ったのは、高齢介護課、あるいは地域包括支援センター等々との連携といますか、ネットワークが大事なかなと思ひまして、1回目で聞かせていただいたんです。

その部分ですね、どのようにこの平成29年に合わせてネットワークをとっていただいているのかということ、またお聞かせいただきたいと思います。

それからせつついきいき健康づくりグループ、あるいはつどい場、はつらつ元気でまっせ講座等の介護予防の普及啓発等々の取り組みについて、ご答弁いただきました。ご丁寧にありがとうございます。

地区市民体育祭とか行きますと、お昼休みにみんなで体操したり、普及啓発していただいているなというふうに思っています。ここでちょっと、全小学校区ですかね、皆さんでやられているのかどうか等々、もしわかればお聞かせいただきたいのと、また新たにロコモティブシンドローム予防のために、体操の取り組みなんかもちよっ

と考えておられるのかなと思ひまして先ほど聞かせてもらったんです。もしわかりましたら2回目でお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目の高齢者権利擁護事業に関しまして、成年後見制度の観点からご答弁いただきました。わかりました。

この事業に関しましては、一つは成年後見ということもあると思うんですけども、もう一つはやはり大事なのは、高齢者の方への虐待あるいは閉じこもり、それから孤立死の防止という観点から、すごく大事な事業だと思いますので、どうか引き続き取り組みをよろしく願ひします。これは要望としておきます。

それから、4点目の介護相談員派遣事業につきまして、ご答弁いただきました。わかりました。

これも重要な事業だと思います。利用者の方の疑問や不満あるいは不安などの声を聞いて、事業者に橋渡しすることで苦情に至る事態を未然に防ぐとともに、改善の途を探ることによって介護サービスの質の向上を目指していきますという取り組みであります。

12名の方で実施していただいていると思いますけれども、今後いわゆる相談員の方の担い手不足とか、いろいろ問題点や課題等々あると思いますけれども、しっかりと事業を進めていただきますようよろしく願ひします。これも要望としておきます。

以上で2回目、終わります。

○増永和起委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、南野委員の2回目のご質問について、お答えさせていただきます。

この委託に当たって関係機関への連携

ということでございますが、多分主に関係するのはケアマネジャーあたりの関係と、認定審査会等の委員の方になっていただいている三師会等の先生方なのかなというふうに思っております。

業務内容に関しましては、引き継ぎ等もさせていただいて、ひと月の引き継ぎ期間でしっかりとさせていただいております。かつまずケアマネジャーのほうには一定、ケアマネジャーの連絡会等もございますので、周知のほうをさせていただいております。

また、委員になっていただいている先生に関しましては、定期的な研修や委員に事前の説明を市のほうからさせていただいております。特にご案内に関しての文章も送らせていただいておりますので、特に混乱というふうなことはございませんでした。

市のほうの受付から、場所もそれほど変わっておるということではございませんので、平成28年10月以降、今、結果的には1年以上させていただいておりますが、特に対応に関して何か大きな問題が起こっておるというような認識はございません。

2点目といたしまして、摂津みんなで体操3部作等が市内でされているのかということでございますが、特に高齢者の方、たくさん健康づくりグループ等がございますので、市内のいろんなところでいただいておりますというふうに聞いております。

また、介護予防に関しまして、新たに取り組みをさせていただく、保健福祉課で作成しておりますロコモティブシンドロームの予防体操等でございますが、今後いろんな場面で利用していただくとともに、

当課でつくらせていただいた認知症予防に関しまして、先日の介護の日で少し流させていただいて、周知をさせていただくことで、この摂津みんなで体操3部作以上に利用していただくような取り組みのほうを進めていきたいなというふうに考えております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 要介護認定調査事業につきまして、ご答弁いただきました。わかりました。

今後、そういう相談といいますか、申請件数もふえてくると思います。どうか関係機関の皆さんとネットワークをとっていただき、連携しながら事業の取り組みを進めていただきますよう、要望としておきます。

次の、摂津みんなで体操3部作であります。関係する観点からご答弁いただきました。僕も交流会というものに参加させていただきまして、コミュニティプラザのコンベンションホール、全てが満員になるような、健康づくりに関係する皆さんが集われて、すごい活気にあふれていた印象があります。

さらにこういう体操等々、普及啓発していただきまして、健康づくりをお願いいたします。要望としておきます。

○増永和起委員長 南野委員の質問は終わりました。

ほかにありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、私のほうからも数点、お聞きしておきたいと思います。

最初に、決算概要の252ページ、先ほど光好委員のほうからもありましたけれども、大阪府地域医療介護総合交付金事業の中で、地域密着型サービス、今回は答弁

でもおっしゃられていたみたいで、看護小規模多機能居宅介護の整備に向けて動いておられたというようなことですが、今回それが実施はされませんでしたけれども、やはり必要だというふうにお思いで、今後整備に向けて動いていかれるということなのかなと、先ほどの答弁を聞いていたんですけれども、もう一つ介護保険事業計画の中では、地域密着型の小規模特養、そういうようなものについても計画としては上がっていたというふうに思うんです。

その点について、整備をどうお考えなのか、前回、一般会計の決算審査のときにニーズ調査もこの平成28年度で取り組まれて、というふうなことをちらっと言っていたかなと思うんですけれども、そこらあたりのこととも絡めて、1点、確認のために聞いておきたいなと思います。

次に、先ほど来、南野委員からの質問でもありましたが、同じ252ページの要介護認定業務委託なんですけれども、以前は認定給付係でやっていたのが、今年度からはもう完全に切り分けてやられているんですね。

障害福祉課の横のところがその業務の場所かと思うんですけれども、いろんな連携やネットワークやというようなことも今、質問でありましたが、委託で業務を分けていることにおいては、以前も偽装請負とかあってはならないしということがあったと思うんです。

そこらあたり、現場での連携、市民課窓口でもいろいろあると思うんですけれども、今回1階の市民の方が来られる窓口ということでは、直接その本人が要介護申請に来るというケースは少ないんだろうとは思いますが、中にはあるという

ふうに思うんですが、そういったところ、来られたら、いえいえ、地域包括支援センターのほうにまず相談に行ってください、というようなことになっているのか、そういうところについても、具体のところを聞かせていただきたいなと思います。

3点目に、決算概要の258ページのところで、これも先ほどの質問でもあったかと思うんですけれども、介護予防・生活支援サービス事業、この平成28年度は他市の事業を受けられた場合にあるかもしれないということで、予算化されていたということですが、今年度に入ってから本市も実施している中身があると思うんですが、平成28年度はその準備として、いろいろこの事業の立ち上げというか、そういう動きがあったかと思うんです。

そういった中で、実際に受けられる事業所との関係で、平成28年度の取り組みがどうだったのか、1点聞いておきたいというふうに思います。

それと、これは決算概要とかからは一旦離れますが、「摂津市の介護保険」ということで、この10月にまとめられた資料をいただいているんですけれども、その9ページ、番号9の介護サービス事業者数ということで、市内の介護事業所の数がそれぞれ、どういうサービス区分で実施されておられるというようなことも含めて、これに一覧が載っているんですけれども、この間、年々事業所の数はふえていくというふうな傾向にあります。

それで平成27年度と平成28年度を比べたとき、事業所数としては同じ数になっているんですけれども、居宅介護支援が1軒ふえて、逆に訪問介護のところが一つ減ったというふうなことが載っています。

一方、通所介護のところで、平成27年

度は18軒あったのが11軒に、これは減っていて、それは地域密着型の通所介護に移行したというふうな、そういう説明書きも含めてこのところを書いてあるんですが、この地域密着型通所介護、従来の通所介護と変わっていて、ここらあたりの変化、去年大きく変わったのか、変わっていないのか、そういったことも含めて、この変化について、念のため聞いておきたいと思います。

最後、5点目なんですけれども、これは前回の第3回定例会のときにも、基金の積み立てのことでちょっとお聞かせいただいたのですが、決算概要の260ページで、介護給付費準備基金積立金8,520万4,745円という決算額が上がっております。

これを積み立てることによって、全体のこの準備基金は3億円を超える額になっておるわけなんですけれども、こういう状況、年々積立額がふえていっているというふうなことについての、一定その見解というか、これも聞いておきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田保健福祉部参事。
○吉田保健福祉部参事 それでは弘委員の5点のご質問について、お答えさせていただきます。

まず1点目といたしまして、この大阪府地域医療介護総合確保基金について、執行のほうがどうなのかということと、特に小規模特養に関してどのように考えておるのかということでございますが、この小規模特養に関しまして、制度のほうが地域密着という制度、先ほど5点目の事業所のほうにも関係するんですけれども、市内の方のみの対象の施設ということになっております。

小規模特養でしたら29人以下という

ことで、一般的には29名の施設のほうをつくられるということでございますが、なかなか事業といたしましては、運営するのは難しいのではないのかなというふうに考えておる状況でございます。実際、この平成29年度に関しましては、公募させていただいても、事業所のほうからの応募がないという内容になっておる状況でございます。

ただニーズといたしましては、一応待機者のほうは、この平成27年度の制度改正が要介護3以上ということで、ちょっと減っておる状況なんですけれども、この医療介護の連携等から考えますと、一定やはりニーズはあるのではないのかなというふうに考えておまして、この施設、小規模特養に関しましては必要な施設というふうに認識しておる状況でございます。

それで前年度も決算のときにご質問がございまして、お答えさせていただいているように、この第7期せつつ高齢者かがやきプランの中で、今、安威川以北のほうに限ってさせていただく整備のほうをしておりますが、やはりもう少し広い範囲で考えていくということでない、このままずっとこの形でというのは難しいのではないのかなというふうに、考えておる状況でございます。

2点目といたしまして、この要介護認定業務委託に関して、どのようにしっかりと、市民の方の相談も含めて、連携しておるのかということでございますが、委託当初は、12月まで週1回のほうを担当の職員と、定期的にミーティングのほうをさせていただいております。

それで翌年の平成29年度からは、2週間に1回というような形で、状況に関しましては、しっかりと把握させていただいて、

適時相談等に指示等をさせていただいておる状況でございます。

また実際に、受付事務としての内容でございますので、いろんな、包括にしっかりとつながないといけないとか、内容をしっかりと聞くというような場合については、市のほうの職員が、もう前の窓口でございますので、対応させていただいて、運営させていただいておる状況でございます。

また、定期的な審査会のほうは、市のほうの職員も入っていただいて、適切な運営ができていくということも確認しながら、進めさせていただいておる状況でございます。

3点目の介護予防・生活支援サービス事業の事業所に関して、平成28年度はどのような取り組みを行ったのか、準備を行ったのかということでございますが、課内はどのような形の総合事業か、法的な要綱等の整備等を行わせていただくとともに、私、去年の10月からということで異動させていただいて、まずは事業所の連絡会、市内の事業所の連絡会の方のお話を、特に総合事業にかかります通所のデイサービスと訪問ヘルパーのほうの事業所の方の部会がございまして、その二つの部会のお話を直接聞かせていただいて、実情等に関してとか思い等に関して、聞かさせていただいたような経過がございます。

そういう中で、各市の状況等も確認させていただく中で、総合事業の組み立て、要項等の整備とか、手続のほうを進めさせていただき、もちろん事業でございますので、国の考え方等はございますが、市内の事業所の現状も把握しながらということで、事業所連絡会などとも定期的に話ししながら平成28年度に関しましては、総合事業の準備のほうをさせていただいたという

ふうに認識しておる状況でございます。

4点目といたしまして、この「摂津市の介護保険」の中で、事業所が年々ふえててということで、この通所の事業所が平成28年度、地域密着型通所介護に変わって、どういう点が変わったのかということでございますが、一番大きな特徴は、19人以下の通所の事業所に関しましては、市内の市民の方のみの利用しかできなくなったということが一番大きな内容でございます。

ただ、実際すぐにこの制度が変わった時点では市外の方もおられますので、その方に関しましては利用はできますが、その方が例えば利用をやめられたら、市外の方の受け入れはできないというような状況でございます。なかなか運営するには少し工夫が要るのかなというような事業でございます。

実際、その地域密着型の事業所に関しましては、ニーズでしたらそれなりにたくさんの方が通われておるということで、一定あるのかなというふうに事業所の方思われたようなんですけれども、実際、市外も引き続き利用されてる方、ずっと続けて利用すると。新規の方に関しましては必ずしも地域密着型の通所の介護を選ぶというわけではございませんので、なかなか運営は難しいようでございます。平成29年度に関しますと、地域密着型の通所事業所のほうをやめられて、別な形で施設等で事業をされておる事業所もございまして、事業所としての運営、なかなか難しい事業ではないのかなというふうな認識を持っております。

今までの通所の介護として一番大きな点は、やはり市内の方しか利用できないということがその特徴ではないのかなとい

うふうに思っております。

5点目といたしまして、この基金の積み立てで、準備金等も3億円を超える状況についてどのように考えておるのかということでございますが、今回、近隣北摂各市の状況を見させていただきますと、必ずしもこの摂津市だけが飛び抜けて基金が多いというふうな認識はございません。

ただ、この基金に関しましては、やはり保険料からいただいたお金でございますので、その活用に関しましてはやはり市民の方、特に1号保険者の方というふうには思っておる状況でございます。

この基金に関しまして、少し、一般質問でもお話しさせていただいたように、保険料等の軽減のほう等にに使わせていただけたらなというふうには考えておる状況ではございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

2回目、ちょっと質問させてもらいますけれども、今答弁、吉田部参事のほうからいろいろとしていただきました。

とりわけ、市民目線に立ってとか、利用者の立場に立っての答え、多かったなと思うんですけれども、今回私、問題意識持って見てたのが、いわゆる平成27年度に介護報酬の改定が、この計画ができる直前に突然のようにされましたね。それによって介護事業所とかが本当に大変だというような声も聞いてますし、いろいろ資料や報道とかで、全国では、もうこれ以上続けられないなということで倒産も相次いでいるというようなことも聞いております。

そういった中ですが、やはり市民にとっては必要な介護の手段というか、福祉施策をやはり確保していかないといけないということでは、そこはやはり市の責任とし

てやっていく必要があるというふうに思っているわけで、一番最初の地域密着型サービスで二つ計画していたけれども実際一つは計画を進めてきたけれどもだめだったというようなことと、もう一つはなかなか手を挙げてくれる事業所がいなかったというふうなことだと思うんです。

本当にこれがどうしても必要ということの制度だったら、市がしっかりとそれを整備していくという立場で頑張らないといけないと思ってますし、それになかなか手を挙げる事業所がない、施設ですね、小規模、特養。こういうのもなかなか単体で施設をつくっても、本当に経営が大変ということもあると思うんです。

例えば大きな施設がバックアップであって、それでもう一つグループホームをつくる時というのは、よくそういった形であると思うんですけれども、法人の主体のところがあって、そこがグループホームとかも経営してと。小規模特養なんかでも、そういうふうな状況に、特に地域密着型というようにことで市内限定だったら、市内にある社会福祉法人なりがやはり手を挙げてもらわないことには、これは実現しないんだろうということもありますから、そういうアプローチがやられているのかどうか、ぜひ聞いておきたいと思います。

それと2点目の要介護認定業務の委託料の点、実際委託している業務の中身については、言われているように読む内容どおりに民間業者のほうで処理できるものもあれば、イレギュラーなケースとかで、そこは市の職員が対応しないとイケないというふうな、そういうことも出てくるのではないのかなと思っていただけで、以前、市民の方から認定の申請したけれども、なかなか途中の経過があったりして、途中で

入院したりとか、手続したけれども、その答えというか、市からの通知を自宅で誰も受け取る人がいなくてというふうなことで、頓挫しちゃってるような、そういうケースもやはりいろいろとあると思うので、そういったところはきちんと市の担当のところできちんとこれも処理できるようにしていただきたいなというふうに思っております。これは答弁は結構です。

3 番目の介護予防・生活支援サービス事業、新しい総合事業に向けてというようなことで、これもこの間、事業所とのやりとりがいろいろあってということですね。なかなか新しい総合事業の分で単価とか、実際これで幾らぐらい事業所のほうに報酬が出るんだみたいなこととかが、そこがやはり大きなネックになって進まないというふうなことだったというふうには思うんです。

この平成28年度の準備を踏まえて、平成29年度は従来どおりのサービスは希望する人に受けられますよということで、そこを確保するに至っては、やはりそこでそういう報酬の手だてというふうなことも一定いったというふうに思うんですが、そこらあたりのやりとりのところをちょっともう一遍お聞かせいただけたらなというふうに思います。

それから4番目聞かせていただきました。通所介護の施設、これ、地域密着型の通所介護になってというふうなことで、市民の皆さんにとっては市内限定ということの、そういうのではこれまでの市民の方は通所に通われるのにそんなに差はないというふうなことですが、事業所では今言われたみたいに、制度が変わることによって他市からの受け入れができないとか、ま

た運営面でやはりもとの通所介護のほうに戻ったほうがいいのかみたいな、そういうことを考えられておられるんですね。

そういった意味では制度がいろいろと変わることがある中で、本当にやってる事業所がそこで続けていけるのか、また撤退を考えるのかとか、そういったことも出てくるかと思うんですが、そこらあたりの点では平成27年度、平成28年度の間で変化がなかったのか。その辺、もう一度聞いておきたいと思います。

それから、最後の介護給付費準備基金積立金のこの問題で、摂津市が飛び抜けて他市と比べて大きい積み立てになってるというわけではないというふうなことでありましたけれども、やはり使う計画があって、保険料で集めてというふうな、参事のほうでおっしゃられてた、そのとおりだというふうに思うんです。

やはりそのところが今の時点ではなかなか還元できてなくて積み上がってるということですから、そのところはしっかりと今後の活用といいますか、もちろん、ばらまいたらいいわけではないです。今後また第7期せつつ高齢者かがやきプランの計画をつくっていく段階で、きちんとこのところは還元していくことを求めているというふうに思います。

お願いいたします。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは弘委員の3点のご質問についてお答えさせていただきます。

1点目の小規模特養について、市内の社会福祉法人に特に市として働きかけておるのかというような内容でございますが、特に直接理事者の方にお会いしてお話しているというようなことはございません。

ただ、こういう状況で困ってますということは市内の法人の方には話題にはさせていただいておりますが、なかなか市内の法人の方も、経営のいろんな状況とか、制度改正非常に早いということもございまして、いろいろなご判断をされておるのかなということでございます。

2点目の介護保険の総合事業の立ち上げに関して、事業所と特に介護報酬のことに関してのやりとりについて、どんなふうなことがあったのかというお話でございしますが、この介護報酬、総合事業の少し大きな仕組みといたしまして簡単にご説明させていただきますと、国のほうは要支援1、2の利用のサービスの上限を一定縛る制度でございまして、その上限が特に後期高齢の伸び率内でないと負担がなかなか市としてできないという仕組みになっております。

この平成29年度に関しまして試算させていただくと、一定上限がこの介護報酬現行をさせていただいてもできるのではないのかなというような一定判断もございましたし、万一超えた場合、基金の一定利用ということも何とかできるというふうなお話も府のほうから聞いておりましたので、まずは地域移行のほうを優先すると。特に近隣各市の状況を見させていただきますと、平成29年度に実施のところは現行どおりというところも多うございましたので、平成29年度に関しましては、まず現行で地域移行を中心にさせていただくという形でさせていただいた経過でございします。

その中で制度としてどういう形の総合事業がいいのか。特に多様なサービスのあり方等に関しましても、近隣の状況等を考えながら進めていくと。多様なサービスの

考え方に関しましては、専門職の方は専門的なお仕事をさせていただくということと、ある程度地域で担える部分は担っていく。それをどういう形で地域と一緒につくっていくのかということが大きな課題の事業だろうということで、事業所のほうにはお話しさせていただいたり、事業所として特徴を出していただくようなお話をさせていただいたりしたような経過がございします。

3点目といたしまして、この事業所に関しての変化があったのかということでございしますが、実際その地域密着型の通所介護に関しましては、ここでは平成28年度、7事業所ということでございしますが、先ほども少しお話しさせていただいたように、この事業ではやっていけないのではないのかなというふうにお考えになって廃止という方、事業をやめられたという事業所が2か所ございします。

ご相談があつて、その利用者の方に関しましては適切にほかの事業所のほうに移っていただいたりというふうにさせていただいたような経緯がございまして、制度としまして結果的にはかわられたというように、その中で前もって事業所と相談しながらさせていただいております。内容も聞きながらさせていただいておりますので、特に大きな混乱があったということは聞いてはおりませんが、なかなか運営がその中で難しい事業やなというふうなお話は聞いております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 この介護保険、今回はとりわけ、先ほども言いました介護事業所にやはり大きな影響がある、この可能性と改定があつてというふうな、そういうことでちょっと絞って聞いていこうかなと思って今

みたいな質問になったんですけれども。やはり使い勝手の悪い、地域にとってはそういう制度に今なってしまうという、そういう担当課としても意識があるようでしたら、やはりこれはいろいろと要望項目としても上げていって、改善していかないといけないというふうに私は思っております。

この介護保険制度が始まってからよく言われることがあって、保険料はとられるけれども、なかなか使えるサービスがないみたいな、そういう状況にやはりしてはならないということだと思うわけであります。

その事業所のこれまでの推移なんかを見てきたら、摂津市としては頑張っているところとその配慮もして、事業所に何回も声も聞いてというような取り組みがされてきてると、そういう認識は私も持っているところなんですけれども、ただよそでは、もっと介護事業所の倒産とかが相次いでいるみたいな、そういう報道がされるじゃないですか。摂津市でも大丈夫かなと、それはやはり思うわけで、そこらあたりの点について、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

一つ一つのところについては結構ですので、私のほうからは以上としておきたいと思います。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、概要の252ページで、まず地域介護・福祉空間整備事業ですけれども、この交付金が当初がなく、補正であって、決算があって、残額が93

万6,000円ということで執行率66.3%ということです。これ、施設等整備事業及び介護ロボット等導入支援事業ということでありますけれども、この中身に関してお聞きをしたいというふうに思います。

続いてその下ですけれども、大阪府地域医療介護総合確保基金事業です。先ほどからも質問がございますけれども、地域密着型サービス事業所の開設準備費の助成ということで、賃貸でされようというところが、結局そこをお住まいの方が出られなくて、平成28年度中に事業が進められないから断念をされたというところなんですけれども、小規模特養の話がございました。安威川以北だけでなくというような、先ほどご答弁あったんですけれども、まず基本はやはり運営するところは自分のところが自分の用地、建物でもってまず運営をしていくというのが基本だと思います。

例えば賃貸でありますと、運営して、そしたら運営したけども、そこの持ち主の建物が何らかのことで、例えばそこを出てほしいというふうに言われたときに、その利用されてる方が今度困るわけですから、やはりその点は運営をされるところが自分の土地建物で運営をしていくというのが、私は本来だと思うんです。安威川以北でということで、弘委員も話はされてたんですけれども、市内の社会福祉法人にそういうふうな話をされたかという、具体的な話はされてないということでありました。

だから、これは以前から小規模特養とかは募集をかけて、応募は出られなかったというような状況であります。これはもう長年ですから。そうすると、例えば市としては安威川以北に必要であるということで

あれば、それは民間の事業者に、その用地建物を確保して、小規模の事業所サービスをしてくださいというのであれば、数年かけてやって募集かけても出てこないわけですから、それは市で何らかの用地を提供していかなあかんのか。そういうふうな部分は考えていかなあかんと思うんですよ。それを例えば市の中で安威川以北で提供しないんやったら、安威川以北にということにやはりなってくると思います。

でも市内の方が、家族が例えば鳥飼にいて千里丘、正雀まで行くのと、例えば安威川以北の方が安威川以南、鳥飼等、やはりそこに見に行く場合でも、市内であってもやはり距離がありますから、やはり身近なというふうな部分をやはり進めていかなあかんのかなと。

民間の社会福祉法人の中でも例えば特養があって、そこに家族の方が見に行くというような方であれば、もし夫婦であれば、それなりの同じような年齢の方ですから、その方が仮に安威川以北の方が安威川以南のところに行くので大変やというてるわけです。だからそういうふうなことを解消するためには、やはり安威川以北でもそれは必要だろうというふうには思うんです。その点、お答えをいただけたらというふうに思います。

一般事務事業の中で介護保険システム改修委託料の件です。予算が237万2,000円で、決算額が125万2,800円で、残額が111万9,200円と出てますけれども、この残額が多い部分に関して、お聞かせいただきたいと思います。

その下の、先ほども他の委員からも質問がありましたけれども、要介護認定事業です。あわせて要介護認定調査事業ですけども、その中に手数料という部分があるのと、認

定調査委託料という部分があるのと、要介護認定業務委託料という部分があります。その業務の違いを教えてくださいというふうに思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、森西委員の4点のご質問についてお答えさせていただきますと思います。

まず、1点目の地域介護福祉空間整備事業に関しましては、委員もお話あったように、介護ロボットの導入の事業でございまして、スプリンクラーの整備なども行う、国の補助の事業でございます。

介護ロボットとして補助金のほうが出るということで、市内の介護施設のほうから3施設から応募をいただいたという内容でございまして、介護施設でございしますので、利用者の方の車椅子やベッドの乗り移りの補助とか、見守りのほうの施設の機器の利用ということで、一定、当初は非常に高額の部分もいいというようなお話で、上限300万円まで補助するようなお話で、この基金、あったんですけども、非常に応募が多うございまして、実際に補助する上限が、当初の募集では300万円といながら、結果的には多かったということで、上限が92万7,000円ということで、3分の1以下という補助の状況になっておりました。

その結果、市内の事業所のほうが非常に当初予定していた部分に関しまして、自己負担が多く出るということもございまして、4事業者3法人から応募がございましたが、2事業所1法人が申請を取り下げられたということで、執行率のほうが66.3%というような内容になっておる状況でございます。

2点目といたしまして、小規模特養、多

分、第5期せつつ高齢者かがやきプランからずっと言われておる内容で、安威川以北ということで何とかするんでしたら、本来、土地建物をというお話かとは思いますが、今の介護保険の補助等、仕組み等を考えますと、一定社会福祉法人等でここにこういう国の補助金、府なり補助金等を補助する形をとっておるということで、あと、小規模特養に関しまして、もちろん地域密着型ということで身近なところでのサービスを考えておる施設ではございますが、市の規模等を考えますと、もちろん日常生活圏域、安威川以南、安威川以北で分けておりますので、その中で安威川以北のほうがより身近なところで施設ができるのは私らももちろんいいとは思っておるんですけども、まずは広域で市全体で考えさせていただくということのほうが、より施設としての形態は、今の国の状況とか、補助金の状況から、いいのではないかとということで、まずは第7期せつつ高齢者かがやきプランに関しましては以南も含めた考え方でさせていただけたらなというふうに思っております。

3点目といたしまして、この介護保険システム改修委託料に関しましての、この残額が多いということでございますが、当初、この介護システムの改修、総合事業も含めて、この平成27年度のいろんな改正の実施の内容とかが見込まれる部分を入れさせていただいてはおったんですけども、一定、国からの補助に関しまして、この内容に関して、平成29年度の予算計上、システム改修をすることで補助が出ると。平成28年度には出さない部分もあるというような内容がございましたので、あえてシステム改修のほうを執行せず、平成29年度の予算のほうで執行していくという

ような内容がございましたので、この残額が残っておる状況でございます。

要介護認定調査事業のこの内容でございますが、この認定調査の手数料にしましては、審査会で主治医の先生のほうに意見書を書いていただく、その意見書の作成手数料でございます。

認定調査委託料に関しましては、主に保健センターや介護の事業所のほうに認定調査をしていただく場合の認定調査の調査費用に関しての委託料でございます。

要介護認定業務委託料に関しましては、今お話ありましたように、高齢介護課のほうの通路挟んで前のところ、障害福祉課の隣のところの要介護認定の業務の窓口委託等の業務していただいている部分の委託料という内容でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 要介護認定調査事業の部分と介護保険システム改修委託料の件については、わかりましたので。

地域介護・福祉空間整備事業ですけれども、これは平成28年度だけなのか、これから引き続いて出てくるものなのか。ロボットということですから、AIとかいうようなこともありますから、これから将来の、恐らく普及されるようなことだというふうに思いますけれども、仮に平成28年度だけということであったときに、これから市としてそういうふうな部分の介護事業に対してのロボットとかをどういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

先ほどの地域密着の件ですけれども、第7期せつつ高齢者かがやきプラン、今は安威川以南にもというようなそういうふうな考えだということでありまして、安威川以南には老健、特養、小規模の施設

が複数、何か所かございます。安威川以北は考えると、老健、特養考えると、2か所だけです。そう考えるとその安威川以北と安威川以南というふうなことで、地域で見ると、やはり安威川以北に必要なのかなというふうには思います。なかなかこれ、難しいところだというふうに思いますけれども、何とか安威川以北にやはりつくるような、もう少しご努力をしていただきたいというふうに思います。

施設といいますか、サービス全体の話ですけれども、居宅介護と地域密着型サービス、施設サービスというふうなところで、施設のサービスで以前に聞いていたのが、三島圏域の中で例えば特養でしたら、三島圏域全体では待機はないんだと。だから仮に摂津市の中で待機があったとしても、新しく特養を設置をしないんだというようなご答弁だったというふうに思うんですけども、摂津市の中で今、特養の待機者がどのくらいおられるのか。三島圏域でそういうふうな形で、待機全体ではないんだ。だから、ただ摂津市の中では地域密着という形で小規模、特養等をつくって、市内の方のみというふうな形でされてるというふうに思うんですけども、その点教えていただきたいというのと、せつつ高齢者がかがやきプランの中で摂津市ではこの施設、このサービスが必要ですよというふうな部分というのはわかります。全体で介護保険サービスの中で、それがそのかがやきプランの中で全てが記載をされてるものなのか。別にまだそういうふうなサービスがあって、かがやきプランの会議の中で出てなかったりとか、その記載をされてなくてかがやきプランというののできてるのか、教えていただきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、森西委員の2点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目としてこの地域介護・福祉空間整備事業に関しましては、平成28年度のみというふうに聞いております。

ただ、この平成30年度の制度改正の中では、一定、お話あったように、ロボット等、介護人材がなかなか充足しない部分もございますので、ロボット等の導入の話も一定配慮するのではないのかなというふうには考えておる状況でございますので、この平成30年度の介護保険のですね、制度改正についてはしっかり見ていきたいなということで、介護の人材との関係がございまして、私は一定必要性がある事業ではないかなとは思いますが、だから市としてどうできるのかというと難しい部分はございますが、どういうふうにうまくかわっていくのかということは介護保険の中で見ていきたいなと思っております。

2点目といたしまして、安威川以北のほうで、もちろん、私も施設の偏りがやはりありますので、安威川以北のほうであればというふうには思っておりますし、この平成29年度の特養の待機者が減っておる状況はございますが、平成29年度4月の府内の状況の中の摂津市でございますが、入所申込者の方は59名の方がございまして、必要性が高いと考えられる方は43名でございます。

平成28年度からの状況を考えますと、4名ほど利用者の方が、入所の待機、必要性高い方減っておるんですけども、一定、人数も少なくなってきましたし、今後の後期高齢の状況を考えますと、施設のほうに関しましては必要ではないのかなと

いうふうに思っております。

多分森西委員、かがやきプランの中でなかなか整備できないサービスはということで多分おっしゃられてるのは、多分サービス付高齢者住宅の課題ではないのかなというふうに思っております、なかなかやはり在宅での考え方ということで、サービスつき高齢者住宅なっておりますので、その在宅のサービス料をなかなか制限するということは、見込みとかは出せるんですけれども難しい状況や、あと、サービスつき高齢者住宅を建てる規制みたいなのは市のほうではできないということでございますので、実際、適正に行われているのかということに関しましては、在宅サービスの取り扱いの中でしっかり考えていきたいなというふうに市としては考えておる状況でございます。

サービス全体、かがやきプランなりのサービス全体として、どうするのかということに関しましては、法にある制度に関しまして、しっかりと必要なサービスを整備していくということが基本になるのではないのかなというふうな考え方でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 ロボットに関してはわかりました。将来のことですからどうなるかというのはまたアンテナを張っていただいて、研究をしていただけたらと思います。

全体の施設での介護サービスについてですけれども、今、サービスつき高齢者住宅の件がありました。これは所管が国土交通省ですから、厚生労働省ではないので、ですから前から私も話はさせてもらってますけれども、要するに介護保険の知らないところで、結局サービスつき高齢者住宅ができて、在宅扱いになってると。そした

らその方々の在宅のサービスをどうするのだというようなことが、全く市としては把握はできてないというような、そういうふうな問題があって、なかなか難しいとは思いますが、やはりここは事前に何らかチェックできたりとか、これはやはり介護保険の中で、例えば介護保険の、徴収金額といいますか、介護保険料にやはりかかってくるものですから、そしてまた計画と、かがやきプランとか、摂津市が考えてる計画とそれと違う想定外の部分というのが出てきますから、事前に極力できるようにお願いしたいというふうに思います。

それともう一点、ちょっと要望といいますか、市民の方からよくあるのが、特養がかつての多床型からユニット型に進められてます。金額が多床型であれば安いんですけれども、ユニット型であれば金額は高くなると。高齢になると、収入から行くと例えば年金暮らしの方がこのユニット型に入れなくなると。ですから、待機になるのも、結局、入りたいけれども、言うたら金額的な部分もあると。見えないところで、結局特養に入りたいけれども、言うたら申し込み自身もしないという方もおられるわけですね。だからこの数字に待機というような数字があらわれない方も、はなから金額の面で入所できないというような方もおられますので、その点も、当然そういうふうな部分というのはもう耳にされてると思います。そういうふうな方もどういうふうにしていくのか、対応、対策していくのかということも十分に考えていただいて質問を終わりたいというふうに思います。

○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 5 時 8 分 休憩)

(午後 5 時 13 分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第 1 号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 3 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 6 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 7 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第 8 号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後 5 時 14 分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 光好 博幸